京都染物同業組合月報

公示

公示第六號

左記ノ者徒弟名簿ニ登録シタリ此旨公示ス

大正三年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

湯舟斗部員小石[illegible]　後藤　民
同　人　徒弟　島居宮佐子
形彩部員小林[illegible]徒弟　高橋　乙吉

公示第七號

左記ノ者年期満了ハビ示ノ解雇ノ手続ヲ了セリ此旨公示ス

大正三年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糊置部員引原[illegible]
洗色技部員經本[illegible]太郎徒弟　小石栄太郎
同　人　徒弟　吉村貫一
友仙部員西崎安三郎徒弟　久保田新太郎
同　人　徒弟　西村梅次郎
佐々木敬三

公示第八號

左記ノモノ解雇ノ手続ヲ了セリ

大正三年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

浸染部員西嶋[illegible]
友仙部員河野義徒弟　二木勝三
渡邊喜六

公示第九號

本年一月二十日褒賞状授與式後ノ申請ニ係ル左ノ記名者ニ對シ本組合ハ定款第九條第十一款第三項ニ該當スルモノナルヲ以テ褒賞状ヲ附與シ此旨公示ス

大正三年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

褒賞状受領者

湯舟斗部員小野木兵助徒弟　矢代米次郎
同　人　徒弟　山中かね
同　人　徒弟　池田うん
浸染部員田中佐助徒弟　三木定次郎
紅染部員佐野安次郎徒弟　澤歌次郎
浸染部員西嶋[illegible]吉徒弟　小森友七
同　部員山村[illegible]松徒弟　松本四郎
同　部員田中[illegible]吉徒弟　辻元佐次郎

公示第十號

本年一月二十日修業状授與式後ノ申請ニ係ル左ノ記名者ニ對シ本組合ハ定款第九條第十款第十五項ニ該當スルモノナルヲ以テ修業状ヲ附與シ此旨公示ス

大正三年三月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

修業状受領者

湯舟斗部員小野木兵助徒弟　矢代米次郎
同　人　徒弟　池田うん
同　人　徒弟　山中かね
引染部員八木喜作徒弟　伊藤勇
同　人　徒弟　三浦高勝

公示第十一號

紅染部員佐野安次郎徒弟　澤歌次郎
浸染部員木村安次郎徒弟　濱田確七
紅染部員堀田重松徒弟　伊藤猷八
糸絽色染部員中村留次郎徒弟　中村喜三郎
張物部員山本重次郎徒弟　梅本清次郎

糸絽黒染部運出組合議員吉川猪之助氏營業名義変更ノタメ資格消滅ニ付去ル三月九日組合事務所ニ於テ補欠選擧會ヲ開キタルニ開票ノ結果京都染再整合名会社ニ當選シ代表者金山藤兵衛氏ハ之ヲ承認セラレタリ

●張物部役員改選

去ル二月二十日張物部副部長、會計係及部會議員ノ改選ヲ行ヒタルニ左ノ諸氏當選セラル

副部長　辻恒三郎　會計係　三上金次郎
部會議員　小寺米次郎　部會議員　猪俣保吉
同　和田英三郎　同　高橋鶴吉
同　岸田清次郎　同　此村喜三郎
同　藤田伊之助　同　森川源次郎
同　海老原鶴三郎　同　菅原仙太郎

●灰汁附部長選擧

前灰汁附部長藤野駒次郎氏死亡ニ付去ル三月九日組合事務所ニ於テ補欠選擧ヲ行ヒタルニ橋本幸次郎氏當選就任セリ

●絹布友仙區役員選擧

絹布友仙區前幹事八木伊三郎氏并ニ副幹事藤本忠次郎氏辭退ニ付去ル二月二十五日組合事務所ニ於テ後任選擧會ヲ開キタルニ左記ノ両氏投票多數ニ據リ當選受諾アリタリ

幹事　長澤忠七　副幹事　北村末次郎

雑報

●講演會　西陣絲染部に於ては昨年始めて講演會を開き部員のため斯業に關係ある實業家及學者を招し其所説を聞かしめ自然的開發の標準を與へ社會の進歩に伴ふ技術家たらしめん目的なりしが其効果著しきものあるを以て更に第二回を去る十五日北野倶樂部に於て開催し午後三時西田染物組合理事開會の式辭を述べたるに始まり池田西陣織物組合長技術家兼染色の現狀を論じ現在目撃せる弊所を挙げて當業者の反省を促がし金子工學士は一定の方針に依りて前進することより當業者が眼守すべき仕事の本能を詳細に説明し丹羽陳列所々長は商品陳列所に陳列せる染織物の實況に就き所見を述べ尚は外國に於ける流行品の趨勢上より吾染業界の採るべき實例を挙げ時間を經済的に使用すべき旨を詳論せられ終りに石田當組合長協力一致の必要より染織業者が聯絡を採り成るべく歩調を一にし相共に京都染織物の聲價を保持するの覺悟なかるべからざるを痛論したり尚は當日商業會議所副會頭垣恒吉氏職物會社支配人船坂八郎氏英國染料會社の技師の講話ある筈なりしも時間の都合に依り同七時閉會したり來會者百名部員の大部分は出席來臨せるは喜ばしき現況なりし

●友仙部講演會　同部役員會の決議に依り時々講演會を開き制業者の營業上裨益を與ふべく方針を立つべく第一回を昨二十四日午後七時より下京二組本能琴常小學校講堂に於て開催せり染物同業組合西田理事同會の趣意を述べて友仙業は他の琴屬と異なり美術的技術なること然るに技術者たる當業者は依然たる職人根性を脱せず其ために他より輕視せられ業務の發展をなし得ざることは自己を輕んじ自分の興前を信せざる結果の罪なれば今后は多少人格の高上に力め其誠の技術者たる感念を養成すべき事を述べ次ぎに京都府屬三田村高猜氏商工課官吏として今日迄目撃せる工業家の位地と其價の緯着点を詳論せられ金子染織學校長は仕事の能力日の出新聞主筆大道雷潤氏は時勢の進歩に伴ひ當業者も時々刻々其趨向を察し之れに後れず進歩せざるべからざる所以を論と近重理工學博士は弊の大なるより其實行を貴ひ當業者は命ち慰けにて其業務に從事すべき論と中島静重氏は濫静者丈け迄に極東近の比隆を以て一定の目的に向かつて進行すること及鶴同一致の實行は何事をなすにも必要にして怠緒にすべからざる所以を詳論し各感動を與へたり當日來會者は二百七十名に達し非常の盛會なりし各部に於ても此種の催しあらんことを望ひ

●浸落部技技會　同部は甲乙二分し甲生乙生と修業年限に依り興趣を異にし各製作せしひら

シテ此者ハ水ニハ僅ニ溶ケルカ又ハ全ク溶ケザレ共「アルコール」又ハ「エーテル」ニハ溶解スベシ

絹又ハ毛ヲ染ムルニハ少シク酸性ノ浴ヲ用フルヲ可トス若シ酸ノ量多過グル時ハ却テ染着ヲ惡カラシム

諸種ノ纖維ヲ染ムル浴中ニアリテハ染料ハ分解シテ酸分ト色素塩基トナリ色素塩基ハ纖維上又ハ纖維中ニアル酸分ト結合シテ不溶解性又ハ僅ニ水ニ溶ケル有色物体ヲ生ズ初メ分解遊離セシル酸ハ染浴中ニ残ルモノナリ絹又ハリチノノ場合ニハ右ノ酸ハタンニン酸ロート油等ノ媒染ニヨリテ纖維中ニ存在セシムルモノナリ

又動物纖維ハ夫自身酸ノ作用ヲナスガ故ニ媒染ヲ要セズ又ユートモ又媒染ナシニ之レヲ染ムル事ヲ得ベシ

此染料ハ配合染ニ用ユル事ヲ得レ其染料ノ吸收力同ジカラザルヲ以テ長結果ヲ得ル事困難ナリ

絹ト綿ヲ染ムル場合ニハ酸浴ヲ用ヒモノノ場合ニハ酸浴並ニ硫酸又ハ酸性亞硫酸ソーダ叫塩等ヲ浴中ニ加フルモノナリ

染料ヲ溶スニハ蒸餾水或ハ雨水又ハ酸浴ニテ少シク酸性トナシタル者ヲ用ユベシ温度ハ猫氏98度ニヨリ上ゲルヲ可トス特ニオーラミン、ナイルブルー、メシレングリーン等ハ沸騰ニ耐ヘザルモノナリ

最良ナル溶シ方ハ上ヨリ温湯ヲ注ギテ、攪拌シ二重底ノ釜ニテ蒸氣ニテ熱スルカ又ハ湯煮ニテ熱スベシ熱スルニハ直火ヲ用ユルハ宜シカラズ

湯ニテ溶ケ易キモノアラバ精酒ヲ少シク加フルカ又ハ二倍ニ薄メタルモノニテ溶スベシ大抵石ノ二倍トナシタル酒精液百匁ハ染料十匁ヲ溶シ得ルモノナリ之ヲ熱スル時ハ蒸氣又ハ湯煮ヲ用フベシ

2　木綿浸染法

第一法（タンニン媒染ニテ染ムル法）

最モ廣ク用ヒラルル法ニシテ適量ノタンニン酸ノ溶液ニ浸シオキ之ヲ金屬ノ化合物ノ溶液ニ通シテ固着シ水洗後染料ニテ染ムルモノナリ

固着ニ用ユル金屬ニハアンチモニー亞鉛、錫アルミニユーム、クロミニユム、チタニユム等アレドモ最モ多ク用ヒラルルモノハアンチモニー化合物ナル此酒石又ハアンチモニー

3　各種ノ固着剤中アンチモニーヲ用ヒタルモノハ日光ト石鹸トニ最モ堅牢ナリ

4　錫ハ第一又ハ第二塩化錫ヲ用フ之ヲ以テ固着シタルモノハ染着稍緩カニシテムラヲ生ズルコト少シ用量ハ吐酒石ト同量ニテ可ナリ

5　鐵ハ第一硫酸鐵（緑礬）木酢酸鐵硝酸鐵等ヲ用フベク（濃度ハ一ヲ1—4度）固着シタル後ハ微量ノ炭酸石灰ヲ含ム水ニ通シ次ニ水洗スルヲ可トス暗色ノ場合ノミニ用フ

6　アルミニユムハ無毒性明礬又ハ醋酸アルミニユムトリフトル二ヲ1—2度ノモノヲ用フ

7　ブタカーニタンニンヲ媒染スルトキハトリフトル1ヲ1—2度ノモノヲ用フベク吐酒石ハ所要タンニンノ半量ニテ可ナリ

8　ムラヲ生ズル場合ニハ冷液ニテ染メ終リニ徐々ニ熱スベシ尚是止剤トシテハ0ヲ1—3%ノ醋酸、明礬又ハ硫酸アルミニユムヲ染浴中ニ加フベシ

9　タンニンノ残液ハ始メノ量ノ1ヲ2割ヲ加ヒ再ビ用フルコトヲ得ベシ若シ腐敗スルトキハ少シク石炭酸又ハザリチル酸ヲ加フベシ

10　染ノ終リタル後再ビタンニン浴ニテ處理スルハ堅牢ナルモノナリ

11　スマック、蘆水等ノ浸出液又ハエキスヲ用フルヲ得然レドモ是等ハ有色ノ不純物多キ故靜明ナル色ヲ染ムルニハ不適當ナリ固シテ用フル量ハ之ニ含ムメルタンニンノ量ニヨリテ之ヲ定ムベシ

12　吐酒石ノ代ニアンチモンサルトヲ用フルトキハ吐酒石ノ九割ヲ用フレバ可ナリ

第二法（ローム油媒染ニテ染ムル法）

最モ美麗ヲ要スル場合ニ用フルモノニシテタンニン媒染ノモノヨリ不堅牢ナリ

第一工程　十倍ノ水ニ溶解レタルロート油又ハ石鹸液ニテ二三分間繰リムラナク吸收セシメノ一樣ニ繰リ上ゲ常温アムラナキ樣乾シ次ニ之ヲトリフトル五度ノ醋酸アルミニユム液中ニテ約三十分間繰リ引上ゲテ洗ヒ次ニ一升ノ水ニ付石鹸片匁ヲ含ム温液ニテ繰リ後ヨク洗フベシ

第二工程　染浴中ニ染料並ニ1ヲ2%ノ醋酸ヲ加ヘ冷浴ニテ染メ通常温度ニテ乾スベシ此方法ニテ染ムベキ染料次ノ如シ

ローダミン、イリサミン、ローザロン等

第三法（デキーナス屬染料ノ特別染法）

木綿ノ10—15倍ノ水ヲ染浴ニ盛リ之ニ染料3—5%硫酸亞鉛5%ヲ加ヘ煮立タシメタル後ヌラシオキタル木綿ヲ繰リ入レ三四回繰リ一旦引上ゲ食塩20%又ハ硫酸ソーダ10%ヲ加ヘ再ビ木綿ヲ繰リ入レ凡ソ分間位染メ終リテ輕ク水洗スベシ次ニタンニン酸2—4%ノ冷液ニテ15分間繰リ引上ゲテ之ニ吐酒石1—2%硫酸1—5%ヲ加ヘ木綿ヲ繰リ入レ暫時繰リタル後徐々ニ温度ヲ上ゲ70—100度ニ達セシメ30—45分間染メテ洗フベシ

第四法（一浴染法）

染浴ニ1—2%ノ氷醋酸0.25—1%染料並ニ2—4%ノタンニン酸ヲ加ヘ冷液ニテ20分間許リ染メ徐々ニ熱シ凡30分間攝氏50ニ至ラシメ10—15分間染メ終リテ0.5—1%ノ吐酒石ノ温溶液ニ暫時通シテ洗フベシ若シムラヲ生ズル恐レアルトキハタンニンヲ最初ヨリ加ヘズ途中ヨリ少シヅヽ加フルカ又ハ別ニタンニン浴ヲ作リ通スベシ

第五法（直接又ハ硫化染料ニ上掛スル法）

已ニ染メタルモノヽ色相ヲ鮮明ナラシムルタメニ行フルモノナリ普通ノ染法ニテ染メタル木綿ヲ1ヲ2%ノ勝性ヲ加ヘタル冷浴ニテ三四回繰リ

染色の現狀を論じ現在目撃せる弊所を挙げて當業者の反省を促がし金子工學士は一定の方針に依りて前進することより當業者が眼守すべき仕事の本能を詳細に説明し丹羽陳列所々長は商品陳列所に陳列せる染織物の實況に就き所見を述べ尚は外國に於ける流行品の趨勢上より吾染業界の採るべき實例を挙げ時間を經済的に使用すべき旨を詳論せられ終りに石田當組合長協力一致の必要より染織業者が聯絡を採り成るべく歩調を一にし相共に京都染織物の聲價を保持するの覺悟なかるべからざるを痛論したり尚は當日商業會議所副會頭垣恒吉氏職物會社支配人船坂八郎氏英國染料會社の技師の講話ある筈なりしも時間の都合に依り同七時閉會したり來會者百名部員の大部分は出席來臨せるは喜ばしき現況なりし

●友仙部講演會　同部役員會の決議に依り時々講演會を開き制業者の營業上裨益を與ふべく方針を立つべく第一回を昨二十四日午後七時より下京二組本能琴常小學校講堂に於て開催せり染物同業組合西田理事同會の趣意を述べて友仙業は他の琴屬と異なり美術的技術なること然るに技術者たる當業者は依然たる職人根性を脱せず其ために他より輕視せられ業務の發展をなし得ざることは自己を輕んじ自分の興前を信せざる結果の罪なれば今后は多少人格の高上に力め其誠の技術者たる感念を養成すべき事を述べ次ぎに京都府屬三田村高猜氏商工課官吏として今日迄目撃せる工業家の位地と其價の緯着点を詳論せられ金子染織學校長は仕事の能力日の出新聞主筆大道雷潤氏は時勢の進歩に伴ひ當業者も時々刻々其趨向を察し之れに後れず進歩せざるべからざる所以を論と近重理工學博士は弊の大なるより其實行を貴ひ當業者は命ち慰けにて其業務に從事すべき論と中島静重氏は濫静者丈け迄に極東近の比隆を以て一定の目的に向かつて進行すること及鶴同一致の實行は何事をなすにも必要にして怠緒にすべからざる所以を詳論し各感動を與へたり當日來會者は二百七十名に達し非常の盛會なりし各部に於ても此種の催しあらんことを望ひ

●浸落部技技會　同部は甲乙二分し甲生乙生と修業年限に依り興趣を異にし各製作せしひら

発行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
発行所　京都市釜座竹屋町南
京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

ものと來る二十八日審査会に回ふ審査長には金子工學士七等審査員には石田喜兵衛氏木村勘兵衛氏金山梅吉氏藤氏に囑托し來る四月一日午前十時後賞状授與式を挙行する筈

●形部都規約修正　枝校塚鯛前部は工賃標準問題に關し去る明治四十四年総會の決議に基き夫れ〳〵規約を設け其実行に力めたる結果大に部員間の意志を疎通し其効果の見るべきものあり しが其後日時の經過するに隨ひ規約上緩漫となる も加之時況次第に不振に赴くと共に多少工賃競爭の弊を生ずる傾きあると以て此際規約を改正し弊害を矯正するの方法を講ずる等にて既に役員會を開き鋭意中なれば遠からず總會を開き決議實行する筈なり

●大正博覽會　既に開會中なる東京上野に於て開催せる同會に於ける當組合の出品點數は七點にして人員二十五名出品点數八十四点なり陳列に關する用件は當時上京せられたる清水藤三郎氏木村勘次郎氏に委員を囑托し同氏の手に依り陳列を終へたり

●開崎博覽會　來る四月一日より開會する同會は第一第二の物産陳列館を以て之れに當て各組合の割當を終り當組合に屬するもの十九間にて場所狹隘なるも現在申込人數にて十分なれば此上の申込は應と得られざる有様なりと雖は申込濟の向きは開會期日迄に當組合へ現品提出せらるべし

●堀田教諭の講話（前號の續き）

紫　ノシルバイオレット　613. 613.
　　グリスタルバイオレット　（青竹）
　　タンニンヘリオトロープ
海老茶　タンニンクラレット
　　セリスブラマ
褐　ヂヤーナスブラオン R.
　　レザーブラオン A. H.
　　ビスマークブラウン
　　ヂヤーナスブラウン

ロユートブラック (N. O.
ニグロシンスリーズ
3　植物性染料媒染法

此種ノ染料ハ染石力强ク中性、アルカリ性、刷酸性溶ニテヨク色素ヲ吸收スベレ而シテ概シテ堅牢ナレドモ多クハ堅牢ナラズアルカリ石鹸並ニ日光ニハ特ニ弱シトス然レドモ、ロヤーナス屬ノモノハ他ノ植基性染料ヨリハ一般ニ堅牢ナリ

第一法

染浴ニ少量（水一斗ニ付一匁五分位）ノ醋酸ヲ加ヘテ刷酸性トナシ之レニ所要染料ノ溶液ヲ少シヅヽ加ヘ冷液ヨリ徐ヲ初ノ徐々ニ温度ヲ上ゲ攪拌氏六十度乃至八十度トナシ其温度ニテ二三十分間ノ染メ遂當ノ色トナラバ引キ上ゲ水洗シ次ギニ水一升ニ付約一匁ノ水醋酸又ハ酒石酸ナトカシタヘモノニ通ヲ絞リテ其マヽ乾カスベシ

注意　醋酸ヲ染浴中ニ加フレバ水中ノ石灰ヲ中和シ及ビ定止ノ目的ニ用ヒラルヽモノナリ從テ硬度ノ多少色ノ濃淡等ニヨリ之レヲ加減スベシ又定止剤トシテ練液ヲ硫酸又ハ醋酸ニテ刷酸性トナシ染液ノ約一割ヲ加フルモ可ナリ

但シコレヲ用フルトキハ可成硬水ヲ避グルヲ可トスベク然ラザレバ練液ヲ加ヘテ一旦煮沸シ生ズル所ノ殘滓ヲ抱ヒ去リタル後染料ヲ加ヘ絹ヲ繰リ入ルベシ

又モノボールハ石鹸或ハ之レト石鹸液トノ混合物ヲ用フルコトアリ又タンニン質少量ヲ用ヒテ良果ヲ得ルコトアリ

又モノボールハ石鹸ヲ加ヘ刷アルカリ性トナシテ染ムルコトアリ染浴ニハ醋酸ノ代リニ酒石酸又ハ硫酸ヲ用フルコトヲ得ベシ

第二法　増量染法（練絹）

染浴ニ温湯ヲ盛リ之レニ五倍子80—90%ノ煎汁ヲ加ヘ次ギニ所要染料ノ溶液ヲ加フ

右ノ浴中ニ絹ヲ繰入レ次第ニ熱ヲ加ヘ80—100度ニ達セシノ所要ノ色ヲ得ルニ至レバ引上ゲ水洗シテ乾燥スベシ若シ多量ノ増量ヲ得ントスル場合ニハ

ノ殘液ニ漬ケテ數時間乃至一夜間放置シ引上ゲ洗フベシ此方法ニヨレバ大抵2.5割位マデ増量スルコトヲ得

第三法　増量染法（生糸）

注意トナリテ[illegible]

[illegible]

[illegible]

染料　25　25
水（後）　125　125
酢酸鉛度　100　100
グリセリン　15　15
（酒石酸　25　25
水　50　50
タンニン酸ノ酢酸溶液（30%）　100　100
計　1000　1000
第二法
染料　3—10　酢　120
アラビヤゴム糊（30%）650　酢酸9TW　50
計　1000
組布捺染ニ適スル媒基性染料
赤　ローダミン B. 6G
サフラニン　T.キシストク
マゼンタ　各種
黄　チオフラビン　T.
ダヤーナスエルロー　G. B.
メシレンエルロー　H
マラカイトグリーン
青　メシレンブルー　BG.
ダヤーナスブルー　G.
ヒンノルブルー
ダイアヂンブルー　BN.
インドインブルー　2B.
ブルーマドラス
アヘサスブルー
ブフエンブルー　B.
メチルバイオレット　6B. 4B.
紫　グリスタルバイオレット
メチレンヘリオトローブ
ダヤーナスブラオン　G. R.
褐　ブヤーナスブラクタ　O. I.
黑　レルダグレー
インヂユリン
ヂヤーナスブラクタ　O. I.
7　媒基性染料毛布捺染法
生地ニハ媒素地入ラナサヤルモノヲ用フベシ
型紙捺染
第一法
染料　25　酢酸9TW　100
酒石酸水　210　酒石酸水　20
ブリチシユゴム　150トラカンドゴム（6%）495
計　1000
第二法
染料　20　酢酸9TW　100
水　100トラカンドゴム（6%）500
ブリチシユゴム　150　酒石酸水　20
水　70　タンニン酸ノ酢酸液40
計　1000
毛布捺染ニ適スル媒基性染料
マゼンタ
ローダミン　各種
ローザセン
イリサミン
サフラニン
オーラミン
ヂヤーナスエルロー　B
マラカイトグリーン
ダイアモンドグリーン
メシレングリーン
マランブルー　BW
ヴイクトリヤブルー
アルヘスブルー
メチレンブルー
ブリスタルバイオレット　6B. 4B.
ノメチレンブルー　2B.
ノメチルバイオレット　6B. 4B.
グリスタルバイオレット
ノチレンヘリオトローブ
ヂヤーナスブラオン　G. R.
レルダグレー
インヂユリン
ヂヤーナスブラクタ　O. I.
7　媒基性染料毛布捺染法
生地ニハ媒素地入ラナサヤルモノヲ用フベシ
型紙捺染
第一法
染料　25　酢酸9TW　100

書を提出し目下之れが調査中にあり

申請書

鑑ミニ明治三十四年十二月廿一日付農商務省令定第五號第九七七五號ヲ以テ京都染物同業組合令及其理事ノ件認可相成候處石ハ重要物産同業組合法ニ依リ組織セタル染物同業者ト稱スヘキ營業者中湯屋斗部中御召湯屋斗區ハ業務上單獨業務者ノ僅少ナリシタノ便宜上湯屋斗部ニ分類シ來リ候處同業者星霜十數年間業務者ノ盛勢レンハ結果日ヲ追フテ増加シ加フルニ御召ナルモノハ簡稱其他等ト性質ト異ニシ湯屋斗部ニ分屬スヘキモノニアラサルヨリ區會ヲ同ジ御召再整ナルコトヲ決議シ引テ一部ヲ新設スヘキモノトシ湯屋斗部脱離ノ申請書ヲ部總會ニ提出シ成規ノ營業者出席ノ上湯屋斗ニアラサルコトヲ認ノ獨立ヲ御召再整部ヲ組織スヘキモノトシ之ヲ認可セラレ候條定款ノ各法條ニ則リ理由異同書相添ヘ及所申候也

大正三年四月一日　委員長　渋谷　傳吉

京都染物同業組合長宛

理由書

舘鍋湯屋斗ハ當初織屋ヨリ織上ゲタル原品ヲ其儘練物部及友仙部其他ノ手ヲ經ルコトヲ要スル即チ練ニ於テ光澤ヲ付シ更ニ友仙部及ビ各種ノ染物部ノ手ヲ經テ樣々ノ色模様ヲ染色シ乾燥セシメ單ニ晒シタルヲ蒸氣ノ力ヲ以テ寸尺ヲ定ムルモノ

但シ織物トナリテ織上ゲタル際ハ白無地ニシテ中ニハ枚織アルモ白地ナリ

織上原品

練物部（第一）
友仙部（第二）
各色染部（第三）
獨立部ノ手ヲ經テ後

御召再整ハ當初織屋ヨリ織上ゲタル原品（紋或ハ絵）ヲ水洗ニ掛ケ（織上ゲタルトキ光澤ヲ有セリ）十分乾燥セシメ現狀ヲ一變シ光澤ヲ除キ日光ニ晒シ地入シタル粗質ノ形体ヲ更ニ乾燥熱田（光澤）ヲ蒸氣ノ作用ニ依リ形狀ヲ變化セシメ寸尺ヲ定ムルモノ

第一（練物部　練ヲ施ズシテ光澤アリ）
第二（友仙部　原品ヲ水洗ニ掛ケ光澤ナル）
第三（各色染部）

織上原品第二（友仙部）
第三（各色染部）

練物部ニ後テ光澤付ノ原品ニ依リ後ハ色合

獨立部ノ手ヲ經ル場合（専門）

練物部ニ後テ光澤付ノ原品ニ依リ後ハ色合

以上各専門部ノ手ヲ經テ後單ニ湯氣ヲ掛ケテ寸尺ヲ定ムルニ止マリ宛モ七裂湯屋斗ニ類ス

以上ノ如ク仕上ゲニ於テ大差ナ生スルニ依リ同一ノ比ニアラザルヲ以テ獨立一部ヲ新設スル所以ナリ

●浸落部設技會　本月一日褒賞授與式挙行の豫定にて準備としたるも偶々凉闌に際し式典は見合せ單に下附せられたる告辭及賜詞等を朗讀し褒状賞金等を授與し閉會せり即ち

知事告辭

京都染物同業組合浸落部ハ毎歳徒弟ノ欽養ニ力ノ効ヲ赤第十回競技會褒賞授與ノ式ヲ挙グ本府染業ノ爲メ向ニ喜ブベシ受賞者諸子須審査ノ成績ニ鑑ミ自今一層奮勵努力シ以テ斯業ノ隆盛ヲ期スベシ式ニ臨ミ一言ヲ叙シ告辭トス

大正三年四月一日

京都府知事正三位勲一等　大森　鐘一

市長告辭

京都染物同業組合浸落部ハ第十回徒弟競技會ヲ開催シ益々以テ斯業ノ發達ヲ企圖スルハ洵ニ喜ブベキコトナリトス由來本業ハ色染業ト尤モ密接ナル關係ヲ有スルモノナレバ之レガ作業ノ巧拙ハ一ニ物質ノ價値ヲ上下スルヤ論ナシ隨テ其製造方法モ亦興者相俟ツテ之ヲ書策スルノ要アリ組合ガ毎歳各部競技會ヲ開催スルモノ蓋シ此ノ意ニ外ナラズ出品者諸子宜シク常ニ時勢ノ趨ク處ヲ察知シ斯學ノ研鑽悉用ヲ怠カセニセズ本市染業ノ聲譽ヲシテ一層復興アラシムルニ努ムルコトヲ願ヲ一言ヲ叙シ告辭トス

大正三年四月一日

京都商業會議所會頭　演岡　光哲

受賞者總代答辭

本組合浸落部ハ本日ヲ以テ第十回徒弟競技會褒賞授與式ヲ挙行セラル生等幸ヒ其ノ選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光栄ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭賜詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ依テ以テ將來ノ奮勵ヲ勵メラル光栄更ニ大ナリ雖モ責任モ亦重シ希クハ今後宜シク之ヲ心ニ銘シ其大成ヲ期シ以テ今日ニ酬ユルアランコトヲ一言答辭ヲ遂ブ

大正三年四月一日

受賞者總代　大槻　角一

第拾回浸落部徒弟競技會授賞者左ノ如シ

壹　等　賞

高木　忠七（甲生）　田村　政七（甲生）
太田國太郎（乙生）　壇見　勝吉（乙生）

貳　等　賞

竹内　忠七（甲生）　松本喜三郎（甲生）
樋口　龍七（甲生）　青谷　定吉（乙生）
乾　俊郎（乙生）　中村　伊高（乙生）

參　等　賞

船木・其藏（甲生）　大槻　角一（甲生）
千葉　幸七（甲生）　柳板千代吉（甲生）
四方　忠治（甲生）　船木太郎（甲生）

●形彩部競技會　本月十日開催の豫定にて準備せるも之れ亦諸事中に付き式典を見合せ單に知事市長其他の告辭賜詞を代讀し褒状を授與し閉會せり

知事告辭

京都染物同業組合形彩部ハ本日ヲ以テ第四回徒弟競技會ヲ開催シ益々以テ斯業ノ爲メ向ニ喜ブベシ受賞者諸子須審査ノ成績ニ鑑ミ自今一層奮勵努力シ以テ斯業ノ隆盛ヲ期スベシ式ニ臨ミ一言ヲ叙シ告辭トス

大正三年四月一日

京都府知事正三位勲一等　大森　鐘一

市長告辭

染物同業組合形彩部第四回徒弟競技會審査結了ヲ告ゲ茲ニ褒賞授與ヲ行フニ當リ一言諸子ニ告グル處アラントス拙々本業ハ意匠考案ノ優良ナルト相俟テ精巧巧妙ナル手腕ヲ要スルモノナレバ居常則到ノ用意ト施工ノ熟練ニ俟フコト多大ナリトス而シテ組合部ノ前程

野村宮三郎（乙生）　東原　利吉（乙生）
中川　信吉（乙生）　田村　平（乙生）

褒状（甲生）

早川菊太郎　西川　常七
安井　利七　丹羽　博親
干場　與吉　松井啓太郎
矢谷　武一　中島貞之助
矢川　友吉　大西太一郎
今西　忠吉　小林清次郎
後藤　丑郎　橋本　包七
北村　正四　金森　定藏
岡野立太郎　木村嶋次郎
中島　傳七　山口賢太郎
宝田　市藏

褒状（乙生）

吉野傳次郎　石塚　六郎
桜田吉之助　正道吉太郎
中村　周吉　西川甚三郎
北川　仓三　塚本　傳吉
中村光三郎　山口公之助
山田　耕造　山本　清造
山内　岩吉

●浸落部又ハ漂白少量（パウダー）品

（4）オキザミンダベロパーH　0.75—1.5%
熱湯
（5）オキザミンダベロパーK　0.75—1.5%
曹性ソーダ（トリクロトル76度）　0.75—1.5%
熱湯
（6）オキザミンダベロパーE　適量
硫酸　0.75—1.5%
熱湯　0.15—0.3%
（7）レクルシン（一名クレシチベロパー）　0.4—0.8%
曹性ソーダ（トリクロトル76度）　0.88—1.76%
熱湯　適量
（8）ノール（ヒドロチベロパー又ハベロパーJ）　0.3—0.6%
苛性ソーダ（トリクロトル35度）　0.9—1.8%
熱湯　適量
（9）チロクソ　0.25—0.7%
硫酸　0.25—0.7%
熱湯　適量
（10）トルイレンダイアミンベース　0.35—0.7%
熱湯　適量
炭酸ソーダ（使用ノ際）　0.35—0.7%
（11）トルイレンダイアミンパウダーMR　0.35—0.7%
熱湯　適量
炭酸ソーダ（使用ノ際）　0.25—0.7%
（12）ソーダ灰（結晶ソーダナレバ3倍ヲ要ス）　1—2%
水　適量
（13）漂白粉溶液　0.35—0.7%

外ニ貴數種アレドモ應用少キヲ以テ略ス

顔色ニ適スル染料

○ベタナフトールニ適スルモノ

赤　アリムリン
サルフィン
ダイアミンアスカレットA.B.4B.8B
ダイアアプリ、アントスカレラト
Geo. Ext. 221Acc. 3Bext
ダイアゾニルスカーレフト G.R.
ローザンスレンヒング
ローザンスレン B.R.A.O
橙　ダイアアプリ、アントオレンヂG
緑　ダイアアオリヴG
花色　ダイアニルアズーリン 3R.

メルコト四無次良好ノ成績ヲ收メタルモノ同会ヲ

千宜シク審査ノ結果ニ留意シ倍々斯業ノ発展ヲ期スベキコトヲ

大正三年四月十日

京都市長正五位勲四等法學博士　井上密

商業會議所會頭告辭

染色技術ノ分業的發達ノ奨勵シ之ガ調和ヲ計ルニ熱誠ナル京都染物同業組合ハ茲ニ第四回形彩部徒弟競技會ヲ開催シ本日ヲトシ褒賞授與ノ式ヲ挙グ洵ニ慶賀ニ堪ヘザルナリ惟フニ分業的技術ノ發達ノ爲メ染色製品ノ精巧ヲ促ス所故ノモノナレバ即技術ノ如キ假令染色上一ラノ補助的行爲ニ過ギザルモノニシテ之レガ巧拙ハ製品ニ多大ノ影響ヲ及ボスモノタルヤ吾人ノ多言ヲ要セザル處ナリ臨グバ諸子徒ラニ旧法ヲ墨守スルニ甘ンセズ將來益々之レガ研鑽ニ努力シ以ノ技巧ニ新新ノ考案ヲ應用シ以テ染色ノ進捗ニ貢セラレンコトヲ式ニ臨ミ祝ノ一言ヲ叙シ以テ告辭ニ代フ

大正三年四月十日

京都市長　[illegible]

獲所會頭　演岡光哲

染物同業組合副組長答辭

吾形彩部ガ徒弟競技ヲ開ミシ以來五ニ四星霜ヲ經タリ其間久シキニアラザルモ成績ニ于リテハ大ニ驚ノ言葉ヲ示スハ爭フベカラザル事實ト之レニ斯業ノタメニ喜ブ現象ナリ而シテ今日ノ式場ニ列シ市長閣下ヨリ褒状ヲ商業會議所賞金ヲ下附セラルニ際シ師ハ生等ノ本多大ナルヲ信ズ今后ハ宜シク師ノ訓ニ遵フベシ一層親密ニ各々勉勵ト覺悟ヲ怠ラズ其本分ヲ守リテ益日ノ成功ヲ期シ益々商業ノ上ニ力メラレンコトヲ一言以テ告グ

大正三年四月十日

京都染物同業組合組長石田喜兵衛代理
副組長　金山彦兵衛

受賞者總代答

本組合形彩部ハ本日ヲ以テ第四回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ挙ゲラレ生等幸ヒ其ノ選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光栄ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭賜詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ依テ以テ將來ノ奮勵ヲ勵メラル光栄更ニ大ナリ雖モ責任モ亦重シ希クハ今後宜シク之ヲ心ニ銘シ其大成ヲ期シ以テ今日ニ酬ユルアランコトヲ一言答辭ヲ遂ブ

大正三年四月一日

受賞者總代　大槻　角一

第四回形彩部徒弟競技會受賞者左の如し

壹　等　賞

小林　庄八（甲種）　守山勝次郎（甲種）
桑原　政一（乙種）　高橋　乙吉（乙種）
村手　義蔵（種別ナシ）　菅原　輝雄（同上）
金森　忠七（同上）

貳　等　賞

望月富之助（甲種）
安田重三郎（甲種）　久保　忠治（甲種）
若挟高次郎（乙種）　桂田　正勝（乙種）
藤林瑞之助（乙種）　富田新次郎（乙種）
本多　麗蔵（種別ナシ）　野村桜太郎（同上）
上田覺兵衛（同上）　細谷桜太郎（同上）
青山　義吉（同上）　犬丸新太郎（同上）

參　等　賞

木村　廣良（甲種）　四村秀太郎（甲種）
中村一四郎（甲種）　竹中北三郎（甲種）
青山駒三郎（甲種）　辻　清三郎（甲種）
末林　與次（甲種）　本多太門雄（甲種）
今川嶋次郎（甲種）　市川　與市（甲種）
橋本　光一（乙種）　中村　泰吉（乙種）
國保勘三郎（乙種）　田中喜太郎（乙種）
西村　芳造（乙種）　永田元二郎（乙種）
辻　甚三（乙種）　宮江五四郎（乙種）
加地松太郎（乙種）　長谷川元次郎（乙種）
安達寅之助（種別ナシ）　中村三樹三郎（同上）
伊藤仙太郎（同上）　西村和三郎（同上）
井上　盛一（同上）　中井菊次郎（同上）
青木甚太郎（同上）　佐藤　定吉（同上）
堀江利三郎（同上）　安田喜之助（同上）
奥坂　栄吉（同上）　中村　鶴美（同上）
中井勝次郎（同上）

褒状

杉野　清助　北川萬之助　安井眞次郎
藤原　順藏　岡田　正吉　佐崎末次郎
横田末次郎　大西政次郎　若林　忠次
小山　眞二　太田末次郎　堀田　與造

© Kyozomekai

濃青　ダイアアイデンブルー R. B
ダイアアイデンブルー 3R. 2RL. 4RL.
ダイアミンアアブルー R. 2R. 6B
ナフトゲンブルー 2R. 4B
ダイアーノゼンブルー G. BB
サンベーロセユーアブルー R. 4B
オキザミンブルー 4R. 3R. BG
納戸　オキザミンバイオレット
花色　ダイアゼニルバイオレット
サンベーロセユーアブルー R. 4B
ダイアミンヘリオトロープ
ローザンスレンバイオレット 5R
紫　オキシダイアミンバイオレット BF
ダイアゼニルバイオレット
赤紫　ナフトゲンブルー 6B
ダイアアルーセン B
海老茶　ベンアフラストスカレット 7BL
ダイアアゲクニン B エキストラ
ダイアエニールオレンヂ 2R
ダイアゼニルスカレット 6B
オキザミンブラオン R. B
ダイアゼルブラオン MH
ダイアーンブラオン M. S
ダイアミンカッチ
コットンブラオン A. N
コットンブラック
E エキストラ EW エキストラ
ダイアゼルブラック ES
オキザミンブラック各種
ザンベーロブラック D. V
パテントダイアニルブラック
ERV エキストラコンセン
黑　ダイアミンブラック
BH. FHN. BHR. BO. RO
ダイアミンオゲン B. BR. BW
CCL エキストラ
オキシダイアーンオゲン各種
ダイアーミンヂーブブラック
E エキストラ EW エキストラ
EW エキストラ
ナフターンフリストブラック VE
ダイアアブラストブラック
B. 3R. BZ. BX. HD
ダイアーンバウダー ニ適スルモノ
褐　ロヨンビヤブラオン B
ダイアーンブラオン SB
ダイアゼルブラオン MH
オキシダイアーンオゲン各種
ダイアゼルブラック ES
ダイアアブラストブラック
B. 3R. BZ. BX. SD
ダイアゼニルブラック D
ダイアーンオゲン B
パテントダイアゼルブラック
ERV エキストラコンセン
○アルブラナフトール ニ適スルモノ
花色　オキザミンブルー 3R. 4B
オキザミンバイオレット
ダイレクトバイオレット
海老茶　サルフイン
褐　ダイアミンカッチ
サルフイン
黄　ダイアゼルブラック CB
○チロゲン ニ適スルモノ
黑　サンベーロブラック D. V
ナフターンフリストブラック VE
オキシダイアーンオゲン各種
パテントダイアニルブラック
ERV エキストラコンセン
○オキザミンブロバー B. R ニ適スルモノ
花色　オキザミンバイオレット
オキザミンブルー 3R. 4R
ダイレクトバイオレット
○オキザミンブロバー M ニ適スルモノ
褐　サルフイン
オキザミンブラオン B. R
オキザミンブラック各種
黑　コットンブラック
RW エキストラ E エキストラ
○オキザミンブロバー B ニ適スルモノ
藍青　オキザミンブルー EG
オキザミンブラック各種
黑　○トルイレンダイアミンベース ニ適スルモノ
褐　ザンベーロブラオン G. BG
黑　ダンベーブラック

○レアルレン ニ適スルモノ
褐　サルフイン
○フエノール ニ適スルモノ
黄　サルフイン
カップリング
○漂白粉 ニ適スルモノ
黄　サルフイン
橙黄　プリムリン
直接染料ニテ染ノ輕ク洗ヒタルモノヲパラニトラニリン液又ハニトロサーン液ニ浸漬スルトキハ新ニ一種ノ色素トナリ水洗ニ堅牢トナルモノナリ
第一法
先デ次ノパラニトラニリンノダイアゾ化液ヲ作ルベシ
パラニトラニリン C 粉末　10匁
熱湯　1合
攪拌
塩酸（トワットル三十二度）　80匁
以上ヲ順次ニ加フレバ黄色ノ液トナルヲ之ニ冷水ヲ加フレバ黄色ノ沈澱ヲ生ズ之ヲ充分ニ冷レ（氷ヲ用フ）
亞硝酸ソーダ　25～30匁
水　0.5合
冷ス
ヲ攪拌シナガラ加フベシカクシテ二十分間許リ放置スレバ淡黄ノ液トナルヲ之ニ冷水ヲ加ヘ全量ヲ一升五合トナシテ用フベシ
此液ハ分解シ易ク長ク保存シ難キモ木又ハ燒物ノ器ニ入レ精ク冷ナル所ニ置ケバ數日間保存スルコトヲ得ベシ
次ニ木綿100匁ニ付
色ノ種類　スルファニルアミン　亞硝酸ソーダ
淡黄　1.5匁　0.5匁
中色（1.5%ー3%）　3匁　1匁
濃色（3%ー4%）　4.5匁　1.5匁
ヲ適量ノ水ニトカシ（糸ノ10ー15倍）此中ニテ30ー60分間絲リヨクシフルベスベシ溶スル際ニハ初メダイアゾ化液ヲ中ニ加ヘ次ニ炭酸ソーダ醋酸ソーダトヲ各々ニ溶シテ加フベシ（以下本號）

京都染物同業組合月報

公示

公示第拾四號

左記ノ者徒弟名簿ヘ登記シ一此旨公示ス

大正三年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

紫染部員野口駒吉徒弟
友仙部員藤岡勝吉徒弟
茶染部員坂倉治三郎徒弟
友仙部員川渕幸太郎徒弟
上檢部員田中定次郎徒弟
形彫部員笠木市松徒弟
紫染部員出春繁太郎徒弟
上檢部員北川甚吾郎徒弟
同　人　徒弟
中西安次郎
河合濟次
中島新太郎
大森市太郎
中島健三
清水元治郎
不野善作
三島力三郎
顯岡由太郎

公示第拾五號

左記ノ者年期滿了及ビ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正三年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友仙部員小一郎之助徒弟
同　部員岩井栄次郎徒弟
浸漬部員西島猶吉徒弟
茶染部員秋山所吉徒弟
三崎庄之助
谷　友八
二木　勝三
中村治三郎

公示第拾六號

左記ノ者興今組員ニ入テ傳使スルコトヲ停止ス

大正三年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

艶打部員佐々木栄吉徒弟
湯貫斗部員福田外次郎徒弟
同　人　徒弟
村田林造
大西庫之助
川島要造

雜報

●半衿友仙染競技會　去る五月十一日本組合事務所に於て第六回友仙半衿染競技會を開催せしに出品總數百十余点なり而して本會の出品は前回に比し確に進歩の狀あり意匠精巧、染色新鮮にして時好に適するもの多々ありたるは斯業發展の實績なりと爲本會は染織學校長金子篤壽氏を審査長に嘱し探垣多七氏、和泉忠兵衛氏、廣田喜三郎氏、奥村辨次郎氏を審査委員に囑托し當日諸氏出席精細審査の結果左記の通當選授賞せり將た出品は型十二日より十三日に渉り組合陳列所に出陳し當業者一般の經覽に供し同日迄も陸續參觀あり盛會の中十三日午後四時閉鎖せり

半衿友仙染ノ部

壹等賞　大久保信次郎
二等賞　同　人
同　人
三等賞　中西安次郎
同　矢野嘉三郎
同　加地藤次郎
四等賞　平井芳松
同　大久保信次郎
同　横江彌太郎
同　人

五等賞　大久保信次郎
同　平井芳松
同　大久保信次郎
同　加地藤次郎
同　平井芳松
衰　横江彌太郎
同　高島金兵衛
同　加地藤次郎
同　人
同　人
同　平井芳松
同　人
同　大久保信次郎
同　人
同　高木喜三郎

半衿染色ノ部

壹等賞　中西安次郎
二等賞　高木喜三郎
三等賞　高木喜三郎
四等賞　平井芳松
五等賞　末田虎次郎
以上

●同盟博覽會　京都博覽協會の主催に係る全國美術工藝品博覽會は當組合出品人員五拾參人出品總數三百八拾餘点なり其出品は比較的少數なると精巧のもの極めて尠なきは當初東京大正博に協賛せしと狂期の大典博を期待して本會を冷視せし結果に外ならず會期館以來の實行は例年に比し最も不況にして今日までの總類僅々數拾圓に過ぎず其原因は素より一般の不振に因るものなりと雖も勿然悲痛なる御大喪の不幸遭遇し頓に入場者數を減じたる結果なりとす而し去る十一日本會褒賞授與式を擧げられ當組合員の入賞者は左記の通り

金賞　木綿結染　平安絣染工場
同　絞布絞染中形　服部松次郎
同　鉋鑿小枝寫シ染　梅田染工場
同　糸染各種　糸麩色染研究會
同　クロース　京都染再整會社
同　半襟　岡田惣次郎
銀賞　綿絹裏地染各種　角谷長太郎
同　絞布黑染枝付及下模機　大正會

同　羽二重校ノ友仙入手拓　井澤英之助
同　森井喜代郎
同　牛襟　加地藤次郎
同　絞布中形染　中西安次郎
同　古代更紗染　金森喜太郎
同　紋上畫標本　松村雅
同　紋上畫　齋藤治三郎
同　鉋鑿友仙寫シ染　伊藤實之助
同　上　澤島嘉兵衛
同　絞布中形染　五十嵐忠次郎
同　友仙染花模様　佐藤伊三郎
同　木綿裏地鬼張　中西清兵衛
同　組布帶ノ　岡村留吉
銅賞　紋上畫　木村小八郎
同　牛襟　大久保信次郎
同　絞布中形染　平田小三郎
同　古代更紗染　增岡佐吉
同　紋上畫標本　森田菊松
同　紋上畫　桂勇之輔
衰　狀　木田金四
同　モスリン友仙　新田孝太郎
同　牛襟　横江彌太郎
以上

●浸漬部講演會　同部長井上兵太郎氏副部長西島猶吉氏は共に部事業に對し當に熱誠を以て其任に爲り斯業の發達を期するためには拾有餘年來徒弟競技會を開催し後進者の誘掖扶植に怠らざる處なりしが今回更に職工徒弟の品位を高尚ならしめ修德の道を自覺せしむるの方法を設くるの希望なりしが先づ其方法の一歩として講演會を開き金子工學士石橋染織學校教諭に工學上の學說を京都一傷會部長柴田寅三郎氏に精神修養に關する講話其他實業家數名の實歷談を請ふ等にて目下其準備中なり開會期日は六月五日午後七時開催午後十時三十分閉會當日は同部に限らず染業に從事する子弟は何人なりとも入場せしむる等なりと

●糊餅部競技會　第七回糊餅部徒弟競技會は例年四月中開催の等なりしも都合上六月一日午前十時開會授與式を擧行する等にて來る二十七日午後一時審査會を開催する等審査員には金子篤壽堀田豊治石田喜兵衛其他數名なり

京都染物同業組合

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以ヘ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリモレ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ　三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　高谷直次郎
發行所　京都市釜座竹屋町南入
京都染物同業組合事務所

©Kyozomekai

●組織練業者の結合　同業者は常に氣風を異ヒ比較的親約の實行をなし聲業に思實なる同志者拾餘名の一團体なりしが近頃動搖の流行盛なるに隨ひ其練方法に一革新を從したり元來紡績綿織の如きは殆んど舊種の名目を假稱すると云ふ位の劣等品なるを以て普通練法に據る時は生地を脆弱ならしひるのみならず其況しきに至りては多數の毀損品を生せしひる等の恐れありて當業者の困難とする處なりし結果國三年以前より之れが適當なる練法と練劑の研究に怠らざりしが今回其得たる方法を發表すると同時に織物各種に關する練工費を得て往文に應ずべく從前の如き注文主の慫慂に依る不十分なる練法は一切拒絶し只技術の鍛錬に鋭眼する方針を採る事に總會に於て決議せり而して確約せし証拠金として各自現金參百五拾圓を提供したり然れども注文主に對しては尤も圓滑に其承諾を求むるため各出入者相携提して陳情となしつゝありと

●色板部總會　去る二十一日午後六時より總會を開催したり議題は近來悉皆染者より受くる注文品は多く年數を經たる古る着なるを以て普通方法を用ゐ練きに就き之れに對する改良法を講ずること其研究は組合技師をして研究せしめ其報告を待ちて之を實行する事其他工賃不拂者に對する制裁法を組合定款以外に別に設くること又洗塲は鴨川疏借用區域以外を乱用すべからざること風致を害すべき事或は衛生上有害なる染品等を放棄すべからざる等の注意をなし散會せり

●圖案應用展覽會　來る十月一日より二十五日迄農商務省陳列館に於て左の規則の下に開催せらるゝに就き出品希望の向きは事務所へ申込まるべし

圖案及應用作品展覽會規程

第一章　總則

第一條　製作工業品及美術工藝品ニ應用スル圖案ノ改善發達ヲ期スル爲ノ有年一回圖案及應用作品展覽會ヲ農商務省商品陳列館內ニ開ク

會期其ノ他必要ノ事項ハ其ノ都度之ヲ告示スベシ

第一類　金工品
第二類　漆工品
第三類　木竹製品
第四類　陶磁器、七寶、玻璃器、モザイク、スティンドグラス等
第五類　玉石牙角介甲革等ノ製品
第六類　染織物、刺繍
第七類　彫版、印刷物
第八類　以上各類ニ屬セサルモノ
五、同一部類ニ二以上出品ハ一人五點ヲ超ユルコトヲ得ス
六、過重過大ノ書品ハ時宜ニ依リ其ノ出品ヲ拒絶スルコトアルベシ
七、出品者ハコトゴトク各品毎ニ出品人氏名及日録ニ記載シタル一ノ番號ヲ記入シタル小札ヲ附スベシ
八、出品ノ圖案ハ堅牢ナル紙又ハ布ヲ使用シ且陳列上見苦シカラサル樣適當ノ表裝ヲ爲スベシ

●大正博覽會審査員　東京に開催中なる大正博覽會の審査員として當紀長石田喜兵衛氏を任命せられ同同氏は去る十二日より伊太一週間東上審査に從事せらるゝなり組合員の出品は常に博覽會出ずるの價あり殊に當館の出品に比し大に見劣りせしは遺憾なりと語り居られたり

●京染集談會　色部手材二期總會を開き斯業上に關する當業者間の交換の遺漏とせられ明治十九年以來繼續し來りたるものなるが今度會員を募集し事業を擴張し春秋二期を毎月に改め大學の博士學士を招し斯業上の講設及實地試驗を施し會員の參考に資する筈にて來る六月五日中村樓に於て第一回を開催する豫定なり

●マニラ麻の漂白及色染法　農商務工業試驗所に於てマニラ麻の漂白及色染法に就て試驗を施し其報告せられたる結果左の如し

本試驗には市販の品を以てせる機物を用ひたり其精練劑としては乳酸ソーダ苛性ソーダ珪酸ソーダ等を使用し漂白には過酸化水素ソーダ過酸化ソーダ次亜塩酸ソーダ二酸化硫黄の如き還元劑を用ひて種々試驗したる結果次の方法に依ると適當と認めたり

一、精練工程

マニラ麻を精練するに當り多量のアルカリ類を使用するときは纖維は著しく黄褐色を附帯し其色相は次の漂白工程によりて除去すること比較的困難なり而して充分に夾雜物を除去せんがため精練工程と反復施行すればマニラ麻の特質を失ふ虞あり實驗の成績に徴すれば炭酸曹達の〇、二%水溶液を使用し攪拌氏九〇乃至一〇〇度に於て一時間處理して水洗するか或は單に水のみを用ひて煮沸するを可とす

二、漂白工程

ハイドロサルファイト類を用ひる或は硫黄燻蒸を行ふ如き還元方法にては再三反復施行するとも充分に白く晒し上ぐることを得ざること儲はず又晒粉液或は食鹽電解液(次亞鹽素酸曹達)を用ひる時は白色に晒し上ぐることを得れども纖維は多少痩せて粗硬となる特に編織したるものにありては組織の間に間隙を生じ且つ日光作用によりて變色を來し易き虞あり然るに過酸化曹達を使用して漂白せる結果は佳良にして纖維は傷害せらるゝことなく白色となり光澤を發揮す過酸化曹達を使用してマニラ麻を漂白する方法は次の如し

水一〇〇〇匁に對しメーノ六五度の硫酸一四匁を徐々に混合し之に過酸化曹達一〇匁を少量づゝ添加す而して水中に硫酸及過酸化曹達を混合する間は絶へず靜に攪拌すべし且此際液の温度は粗上昇すべきを以て適宜冷却し攝氏二〇度以下に保たしひべし此往意を忘れ液中の有効酸素が蒸氣中に逸散する量多く漂白の結果に影響すべし容器は陶器、セノメント塗り又は木製のものを使用し鐵、銅等金屬製のものを避くべし若し加熱管等の必要あれば比較的害なき鉛を使用すると可とす石の如くして混合せる溶液中へ珪酸曹達少量を加へ赤色リトマス試驗紙の僅かに青變する程度の弱アルカリ性となし豫め精練工程を施行したるマニラ麻を入れ漸次に加熱し二乃至三時間の後攝氏約五〇度に昇温し其温度の液中に五乃至六時間浸漬處理したる後引き上げ水洗す操作中過酸化水素が分解するに從ひ液は漸次酸性となるが故に時々試驗紙を漂白液中に挿入し者し中性又は酸性なることを認めたるときは少量の珪酸曹達を追加し常に液を弱アルカリ性に保たしひべし過酸化水素液は酸性なる場合には比較的安定なるを以て漂白作用の浸透となる且殘餘なる酸性液にても温度を加へて處理する場合には纖維をハイドロセルロースに變じ傷害作用を呈する虞あり水洗後水一〇〇〇匁中に醋酸三匁を加へたる液中に入れ三〇分時間浸漬したる後再び水洗して乾燥の際直射日光に曝露するときは多少變色するを以て注意を要す

マニラ麻の色染

マニラ麻は各種の染料を以て色染することを得るなり該纖維は木質纖維に屬するを以て媒染なしに直接性染料を用ひて染上ぐることを得べし又酸性染料を以ても色染せらるゝなり而して前記二種屬の染料は色合鮮美なれども堅牢ならず建染々料及び媒染々料は色合堅牢なれども色染方法に注意を要すること多く染賃高價となり経点あり依て一般に直接木綿染料或は硫化染料を使用すると便利とす左に直接木綿染料を使用して淡褐色及黒色染を施行したる方法を掲げん

一、精練工程

マニラ麻は色染に先だち精練工程を施行すべし即ち五%の炭酸曹達を取りマニラ麻の二〇倍量の水に溶解し此溶液中へマニラ麻を入れ一時間煮沸して水洗すべし

二、淡褐色染法

クリサミンG料會社製〇・〇五%、ダイアミン、カテチンG料會社製〇・〇二%及結晶炭酸曹達一%を取りマニラ麻の重量に對し二〇倍量の水に溶解せる染液中へ精練を施したるマニラ麻を入れ四五分時間煮沸したる後取出し水洗し別器に硫酸銅〇・四%、氷醋酸〇・四%をマニラ麻の二〇倍量の水に溶解し置きたる攝氏五〇度の温液中に入れ二〇分時間處理したる後引上げ水洗す

三、黒色染法

ダイアミン、セフト、ブラック〇〇カセイ社製六%、ダイアミン、セフト、ブラックSB料會社製六%、クリサミンG料會社製二%、結晶炭酸曹達四%、及硫酸曹達四〇%をマニラ麻の重量の二〇倍量の水に溶解し此液中へ豫め精練を施行したるマニラ麻を入れ一時間煮沸したる後加熱を止め其儘染液中に三〇分時間浸漬したる後引上げ水洗し別器に硫酸銅三%、重クロムサンカリ二%、醋酸四%を溶解し置きたる攝氏五〇度の温液中に入れて處理すること二〇分時間の後取出し水洗乾燥す

●堀田氏講話の續き

第二法（ニトロサミンレッドを用フル法）

ニトロサミン泥狀　10匁）之ヲ冷シ、
冷水　160合）徐々ニ
硫酸（トリフトル度）6匁　加フ

以上混合ノ後凡30分間放置シ之ニ冷水凡一斗ヲ加ヘ使用スルニ先チ

醋酸ソーダ　4匁
水　20匁

ノ溶液ヲ加フベシ此中ニ凡一時間浸シ洗フテ乾燥スベシ

右ノ液ニテ中色ノ木綿凡一貫目ヲ處理スルコトヲ得ベシ淡色又ハ濃色ハ適宜ニ加減スベシ

又最後ニソーピングスルヲ可トス

注意　カップリングヲ施シタル後硫酸銅ノ處理ヲ行フトキハ日光ニ強クナル即カップリング液ニ30%位ノ硫酸銅ヲ加フルモ可ナリ

カップリングニハ右ノニトロサミンレッドノ代ニニーラアールG又ハアホールレッドGヲ用フルコトヲ得ベシ

カップリングヲ施シタル後建基性染料ニテ輕ク上掲スルコトヲ得、而シテ染料ハカップリング液又ハソーピング液中ニ加ヘテ用フルコトヲ得

カップリングニ適スル染料

○赤
　オキザミンレット
○同
　パラナゾスカーレット G
○茶
　オキザミンマルーン
○海老茶
　トルイレンオレンヂ R
○同
　セラミンオレンヂ RT. 86.
○黄
　コットンエロー G. GL.
○同
　プリムリン

ノ任命又ハ囑託シタル本會審査委員之ヲ行フ

第十四條　農商務大臣ハ審査委員中ヨリ審査委員長一名ヲ命ス

第十五條　經査又ハ審査ニ對シテハ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十六條　鑑査ハ審査委員過半數ノ同意ヲ以テ之レヲ決ス

第十七條　審査ハ審査委員ノ投票ニ依リテ之ヲ行フ審査委員ハ陳列品ニ貼キ各評點ヲ附シ圖印ノ上之ヲ審査委員長ニ差出スベシ

第十八條　褒賞ハ審査委員會ニ於テ委員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス審査委員會ハ審査委員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第四章　褒賞及賞上

第十九條　褒賞ノ結果優等ノ出品ニ對シテハ圖案者ト其ノ應用作品ノ製作者ト異ル場合ニ於テハ各別ニ褒賞ヲ授與ス

出品人カ圖案者及ヒ應用作品ノ製作者ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ圖案者又ハ應用作品ノ製作者ニ授與スル褒賞ト同等級ノ協賛賞ヲ出品人ニ授與ス

第二十條　褒賞ハ左ノ四種トス

一等賞
二等賞
三等賞
褒狀

同一人ニシテ數個ノ褒賞ヲ受クヘキ場合ニ於テハ最高ノ評點ヲ得タル出品ニ對シテノミ授與ス

第二十一條　出品人ハ受賞ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條　優秀ナル出品ハ農商務省ニ於テ買ヒ上クルコトアルベシ農商務省ニ於テ買ヒ上クヘキ出品ハ審査委員ノ意見ヲ聽キ之ヲ選定ス

第五章　雜則

第二十三條　陳列品ハ農商務省ニ於テ其ノ賣買契約ヲ取扱フモノトス出品人ニ於テ本省ヲ經スシテ賣買契約ヲ爲サムトスルトキハ本省ノ承認ヲ受クヘシ

第二回圖案及應用作品展覽會ハ大正三年十月一日ヨリ同二十五日迄之ヲ開會ス

開會初日ハ特ニ招待シタル者ノ觀覽ニ供シ開會初日ヨリ一般公衆ノ觀覽ニ供シ十月二日ヨリ陳列品ノ賣買契約ヲ取扱ハス

二、出品申込書（八月二十五日ヨリ九月十五日迄ニ農商務省商品陳列館ニ到達スル樣差出スベシ

三、出品受理期間ハ九月一日ヨリ同十五日迄トス但シ本會規程ニ依リ審査ヲ要セサル出品ハ同二十五日迄ヲ受理ス

出品ハ右期間內每日午前九時ヨリ午後五時迄ノ間ニ之ヲ搬入スベシ

四、出品人ハ左記分類ニ依リ別紙書式ノ樣式ノ旨ヲ係員ニ申出テ其ノ代金ノ支拂ヲ爲スベシ

第二十五條　即時ニ代金ヲ支拂ハサルトキハ手附ヲ以テ賣買契約ヲ爲スコトヲ得手附ノ金額ハ代金ノ三分ノ一以上トス

前項ノ買主カ開會後七日以內ニ殘餘代金ノ支拂ヲ爲サヽル時ハ手附金ハ之ヲ拋棄シタルモノト見做シ當該出品人ノ所得トス

第二十六條　陳列品ハ會中之ヲ搬出スルコトヲ得ス

第二十七條　出品ハ開會後七日以內トス期間內ニ搬出セサルトキハ本省ニ於テ適宜之ヲ處分スベシ

第二十八條　陳列品中賣買濟ノモノハ開會後買主ニ於テ之ヲ搬出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ代金受領證ヲ提示シ其ノ買主タルコトヲ證明スベシ

第二十九條　觀覽ハ開會中每日午前九時ヨリ午後五時マテトシ特宜ニ依リ之ヲ伸縮シ又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルベシ

第三十條　其序又ハ其ノ一部ニ紊ルノ虞アリト認ムル者ハ入場ヲ謝シ又ハ退場セシムルコトアルベシ

第三十一條　觀覽人ハ總テ皆ノ指揮ニ從フヘシ

第二回圖案及應用作品展覽會
各期及出品申込日等

一、第二回圖案及應用作品展覽會ハ大正三年十月一日ヨリ同二十五日迄之ヲ開會ス

開會初日ハ特ニ招待シタル者ノ觀覽ニ供シ十月二日ヨリ一般公衆ノ觀覽ニ供シ陳列品ノ賣買契約ヲ取扱ハス

二、出品申込書（八月二十五日ヨリ九月十五日迄ニ農商務省商品陳列館ニ到達スル樣差出スベシ

三、出品受理期間ハ九月一日ヨリ同十五日迄トス但シ本會規程ニ依リ審査ヲ要セサル出品ハ同二十五日迄ヲ受理ス

出品ハ右期間內每日午前九時ヨリ午後五時迄ノ間ニ之ヲ搬入スベシ

四、出品人ハ左記分類ニ依リ別紙書式ノ樣式ノ旨ヲ係員ニ申出テ其ノ代金ノ支拂ヲ爲スベシ

© Kyozomekai

○同　ダイアミンフワストエロー A. AB.
○同　サルフイン
○綠　ダイアミンエトラトーングリーン G. GFA. EBA.（GA增量）
○暗綠　パラグリーン G. B. 2BL.
○青　オキザミンブルー BG.
○同　ダイアミンブルー NC.
○同　ダイアーキラルブルーCV. CVR. 3RC.
○同　ダイアミノグンエキストラ
○同　レオオブルー B. R.
○同　ダイアミルダークブルー B. 3R.
○暗灰青　パラブルー B（2BX若色、G濃淡）
○青紫　パラバイオレット
○褐茶　パラブラオン V.
○同　ブルートブラオン B. B.
○同　ダイアミンブラオン O. B. G. BD. BB.
○同　コットンブラオン A. N.
○同　ダイアミンブロンズ G.
○赤茶　オキザミンブラオン
○茶　サンベールブラオン G. 2G.
○黑　コットンブラック（各種）
○同　ダイアミンエトラアールブラック B.
○同　パラブラック B. G.
○同　カーバイドブラック S. E.
○同　サンベールブラック G. 2G.
○同　ダイレクトサーブブラック EXエキストラ
○同　ダイアミルブラックス（各種）

附　染料ノ記號ニ就テ

同一名稱ノ染料ニテモ記號異ルトキハ其色相ノ異ニスルモノナリ而シテ記號中意義ノ明ナルモノハ凡次ノ如シ

B　青味ノアルコト 2B. 3B 等ハ次第ニ青味ノ强キコトヲ示スモノナリ他ノ記號亦之ニ同ジ
R　赤味アルコト
G　綠味又ハ黃味アルコト
Y　黃味アルコト
J　黃味アルコト
L　水ニトケヤスコト、リチン、ニ適スルコト
O　濃厚ナルコト
Cog　濃厚ナルコト
S　酸性亞硫酸ソーダニ溶クルコト
N　又ハ extra 濃厚ナルコト
P　紙染ニ適スルコト
H　交織物ニ適スルコト
Pat　專賣特許品ナルコト
Pdr　粉狀ナルコト
Pasto　泥狀ナルコト

A B C D E F G H I J K L
M N O P Q R S T U V W
X Y Z

廣告

轉居

上京區衣棚通下立賣下ル東側
西田復次郎

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多レ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナレ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリモレ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復藏
發行所　京都市釜座竹屋町南入　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第貳拾參號

左記ノ者職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正參年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

免許部員柳田仁次郎職工
同　部員佐々木熊次郎職工
捺物部員上阪覺次郎職工
同　人　職工　原田佳吉
同　人　職工　吉田彌太郎
形彫部員堅本三郎弟　小川新太郎
同　人　徒弟　增馬小一郎
同　人　徒弟　川島仁助
捺物部員上阪英郎徒弟　久保裏治
同　人　徒弟　青山駒三郎
同　人　徒弟　太田米次郎
上島留次郎
早川新之助
安藤忠次
白山眞一

公示第貳拾四號

解雇ノ手續ヲ了セリ

大正參年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

左記ノ者解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

浸漬部員[illegible]徒弟　柏生留吉
同　人　徒弟　鈴木富士作
洗色技部員田中宮之助徒弟　横田剛之助

公示第貳拾五號

左記ノ者賢今組合員ニ於テ傭使スルコトヲ停止ス

大正參年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

免許部員前田友吉徒弟　木村清藏

公示第貳拾六號

左記ノ者賢今組合員ニ於テ傭使スルコトヲ禁示ス

大正參年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

洗色技部員田中宮之助徒弟　横田剛之助

正組染部員村上與三郎徒弟　西田庄三郎

雜報

●友仙部違反事件　前號記載の如く絹帛友仙染區は同區員八木伊三郎氏は區の制定せる染工賃實行規程の違反者として處分決定をなしたるに際し同氏は之を不服として再調査の申請をなせり依て當組合長は双方の關係者を召喚事情取調べの上左の決定を與へらる

違約處分申請ニ對スル決定書

京都染物同業組合友仙部

絹布友仙染區代表者
申請人　幹事　長澤忠七
京都市下京區油小路通六角下ル
被申請人　友仙業　八木伊三郎

右友仙部絹布友仙染區染工賃最低價格標準實行規程違反事件ニ關シ申請人長澤忠七ノ差出シタル違約處分申請書及ビ被申請人八木伊三郎ノ差出シタル再調査書ヲ査閲シ且ツ双方關係者ノ陳述ヲ聽取シ之ヲ對照審按スルニ

事實

一、被申請人八木伊三郎ハ幼男始之助ノ名義ヲ以テ同町ニ別個ノ營業所ヲ設ケ山田伊三郎ヲ支配人トシ數名ノ從業者ヲ傭使シ丙部友仙業ヲ開始スルニ當リ其趣キヲ區ニ屆出デ承認ヲ求ムルニ際シ區役員ト交渉ヲ重ネタル結果習紙及ビ圖案ハ甲丙ノ區別ヲ明カニシ既同セザルコトヲ條件トシテ承認ヲ得タルニ因リ其條件ヲ確守シ丙部營業ヲ開始シ其後都合ニ依リ名義人ヲ實弟八木雄次郎ニ變更シ是亦區ニ屆出デ前營業ヲ繼續シタルモノニシテ實行規程違反ノ事實ハ之レ無シト云フニアリ

二、申請人絹布友仙染區役員幷ニ同區檢査委員ハ前項ノ事實ハ之ヲ認ムルト同時ニ被申請人八木伊三郎ハ幼男始之助又ハ實弟雄次郎ヲ名義人トシ丙部友仙業ヲ開始スルヤ自ラ之ヲ監督シ其信用ヲ利用シテ共通ノ經濟ヲ以テ事業ヲ經營セルモノニシテ表面ノ施設ハ更モ負其內容ハ全然甲丙兼營ニ異ナラズ而シテ名義人タル八木雄次郎ガ其事務執行上區同業者ト協定スベキ規程アルニモ拘ラズ之ヲ協定セズシテ得意先ト注文ヲ受授スルガ如キ共ニ其惡影響ヲ同業者ニ及ボス大ナルモノアルヲ以テ違反者トシテ處分ヲ申請セシ所敍ナリト云フニアリ

理由

三、申請人友仙染區代表者長澤忠七ノ云フガ如ク假リニ被申請人八木伊三郎ガ甲部友仙業者ニシテ丙部友仙業ヲ兼營セル事實アリトスルモ其丙部營業ヲ開始スルニ際シ申請人タル友仙染區役員ガ或條件ヲ附シ之ヲ承認シ後申請人タル八木伊三郎ガ其條件ヲ確守スル以上ハ今更ニ八木伊三郎ニ對シ違約者トシテ處分ヲ申請スルハ其當ヲ得タルモノニアラズ而シテ八木雄次郎ガ業務執行上染工賃最低價格標準規程ヲ無視シ友仙染區同業者ト協定セズシテ得意先ト注文ヲ受授セルノ事實ハ同實行規程違反ナルヲ以テ之ニ對シ相當ノ處分ヲ爲スハ當然ノコトヽ認ム尙ホ八木伊三郎ハ現ニ本組合評議員ニシテ友仙部ノ部長タリ而シテ本實行規程ノ制定ニ當リ責任者ノ地位ニアリタルモノナリ且ツ常ニ友仙染區ノ利害得失ヲ講究シ友仙業ノ改良發達ヲ企圖シタル有力者ナルニモ拘ラズ如斯行爲アリトセバ倫義上最モ遺憾トスル所ニシテ將來ノ戒心ヲ怠ラザル樣注意ヲ與フルモノトス

以上ノ事實及ビ理由ニ據リ決定スルコト左ノ如シ

一、申請人友仙染區代表者長澤忠七ガ被申請人八木伊三郎ニ對スル違反處分申請ハ之ヲ採用セズ但シ八木伊三郎ハ將來本決定書第二項ニ揭グルガ如キ處業ハ斷ジテ之ヲ爲ス可カラズ

二、丙部友仙業八木雄次郎ハ絹布友仙染區染工賃最低價格標準實行規程第五條及ビ第七條ニ違反セシモノト認ムル依テ違約金五拾圓ヲ科ス

大正三年八月十七日
京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

尙ほ八木伊三郎氏に對して別に覺書として

一、八木雄次郎工場と八木伊三郎の甲部工場との境界を明確にすべし其期間は向ふ一ケ月以內とす

二、營業上幷に取引上に關し使用する屋人を共通に使用せざること

三、營業上幷に取引上に關し使用する責任者の名義を明確に區別すること

四、甲部丙部共通經營の誤解を招くべき恐れあるものは他日改正すべし

右に對して八木氏より請書を容れられたるを以て本件は之れにて一段落となれり

●染料界の現況　歐洲戰亂より輸路杜絕し輸入品皆無となりしため染料及藥品の騰貴は一方に傷し底止する所を知らざる有樣にて當業者も一

時を以の買入に踏講せるも染料店は此機會を利用し驟に暴利を貪ぼらんとする形勢を示したる傾向あると以て組合は染料店の雷もなる人々に銘き今後の方針と開合せたるに現在品は近き將來に於て品拂底を告ぐる程の事なく購入て暴利を貪る如き不徳義の商取引を試みるもの先づなかるべし然れども染料及藥品中の數種に於ては品薄のため價格の騰格に至るものも有之之れらは實に已むを得ざるものにて假令如何なる高價を拂ふも求め得難き場合に立至るべしこれは例外とし染料藥品は六月輸入品に於て既に二割以上の上昇なり且つ之れに小賣口錢一割乃至一割五歩を加算すれば三割以上は騰貴せしに相違せしものなり然れども日本が既に鑑洗劑を封鎖し東洋に於ける制海權を占めたる有様なれば假令獨乙到のものは無論輸入せられざるも其他の製産品は殆々輸入せらるゝ見込あれば此上の昇騰はなさゃるべく寧ろ人爲的の相場に依りしものは此際自然下落するならんとの事なれば現今相場は其頂上至るべし故是當組合の尤も影響を受け實際其工賃の改正をなし増額せざるべからざる部分は練物業色捺部之れらは總て藥品のみを使用するものにて其藥品中一二種類のものは三倍の高騰を示せるを以て勢ひ直上げを實行せざるべからず之を以て普通經二割深白百分に鉄き拾錢上げ色抜部は五割其他裏地染三割友仙及糸麻色染三割半標染及形附二割木綿紋附染五割並上げの發表をなしたり其他引染常染等は目下協議中にて遠からず發表する筈なり尚近日下各部に於ける情況を取調べたるに各部を通じて其仕事高を既往二年間に比較すれば約二割を減じたりと雖せも下書彩色部の如きは餘り何割を以て數ふべき程の變動なきもの丶如く又其使用する染料も他の部に比すべくもあらず大概抜術本位なれば當分直上げをなすの必要を見ずと之れに反し裏地染の如きは例年七八月月を以て繁期となし大部分の仕上げをなす筈なるも本年は綿糸の價格變動甚だしきため商人側も警戒をなすのみならず地方注文も例年の如くならずために目下不況の一方なり之に加ふるに染料暴騰のため一層染出困難と陳へ居れり糸麻色染部は西陣織物と其路頭を共にする故に西陣に於て多數の休業を決意したるに鑑みて不振の一方なり然れども織部は部員百三十餘名中其三分二は常に多數の染料を蓄藏する筈也へ染料店の暴騰を驚らずして下半期中位は待ち暫へらるゝ豫想なり去り乍ら染品に至りては時々買入の必要なるを以て直上げをなす赤已むを得ざるものの多らん茶染部者近來過半は鉄染料を用ゐるを以て他部の如き影響を受くるは少なかるべし内國產染料も現況の判敏を受け撥分の上昇なりと雖せも大したものにあらず特に近來生糸相場の下落より注文品は特に割散なり正錦染藍染中形部等は重もなる染料は内國產藍を使用するものにて小部分は印度藍を用ゐるを常とす翻して當業者は一定の時期に於て買入をなすものにて小賣不の小買をなすもの丶外格別困難を來たさゃる實況なり之れ亦目下の情勢として大數の染注文を見ざる場合原料不足を辭ふるが如きは萬々なかるべし小紋染は年來の不況に慣れ夫れ〳〵維持の方法を講じ然らざるものは他に轉業して平穏の有様なり常染部に至りて新開業者數近來其多きを加へ且つ小賣本のものの比較的多數なれば染料藥品の騰貴は直ちに其業者に苦痛を與ふるものにて時況の恢復せざる場合は廢業者少なからざる見込なり引染部亦同じく少數の有力者の外現双維持六ケ敷もの少なからざるべし友仙部同部は各種類を包含して其工況相一定せざるも染料藥品は總て輸入品に限れるを以て同業者の苦痛一方ならざるべし且つ當部は重もに職工を使用するを以て不況氣なりとて直ちに之を解傭する譯にもなり難く夫れ相當の救濟法を設けざるべからざれば勞々他の部の如き一部分の著境に止まらざるべし其他各附屬部類に於ては多く内國產の原料に依るものなれば之れがため困難を來すは勿論なるべきも時況不振のため仕事少なき折柄多人數の職工徒弟を使用する營業者は餘程の苦痛なるべし

●注意　染料の騰貴に依り小注文の工程上不引合ひのもの之れあるべくと思はる故に其種の代用品撰擇に關する質問等は當試驗所に於て相談に應ずべければ隨時御來所の上研究せられたく注意し置く

●貝卸色染試驗報告　農商務省工業試驗所より

緒言

種に當所に於て當業者ノ依頼に應シ貝卸類白法ヲ研究シ其結果ヲ報告セシヨリ以來現今ニ於テハ殆ント見ルニ至リ既ニ大正元年ニ於テハ其數量五〇〇五八八二瓩價額一九八五〇三一圓ニ達スルニ至レリ圓シテ色染貝卸ハ其輸入類未ダ多額ニ達セサレトモ逐年其増加ノ傾向アルヲ以テ茲ニ之カ色染法ヲ研究シ深白貝卸ノ如ク國内地ノ需用ヲ充スノミナラス進ミテ之カ輸出ヲナスニ至ルノ必要ヲ認メ其成績ヲ左ニ報告シ當業者ノ參考ニ資セムトス

原料

貝卸ノ原料トシテ使用セラル丶貝數ニハ其種類多々アリ今其名稱ヲ擧グレハ即チ高洞貝、南甲貝、鮑貝、廣洞貝、蝶貝、墨鰒貝、唐貝、玉貝、夜光貝、真珠貝、鰒螺貝及甲貝等之ナリ就中高瀨貝ハ其需用最ト多ク輸出向貝卸原料金額ノ八乃至九割ヲ占ム鮑貝、廣洞貝及南甲貝順次之ニ亞ク而シテ本試驗ニ於テハ高洞貝、南甲貝鮑貝ノ三種ヲ使用セリ

貝卸ヶ色染スルニ於テ最も緊要ナル條件ハ其原料ノ種類如何ニ係ラス色染スヘキ貝卸素地ノ形製方法ニ就キ特ニ注意スヘキコトナリトス其素地ニシテ色染ニ適當ナラサルトキハ如何ナル染法ニヨリ如何ナル染料ヲ應用スルモ全ク色染スルコト能ハサルカ或ハ一部分ノ色染スルニ過キサルヘシ故ニ色染スヘキ貝卸ノ素地ヲ形製スルニ當リテハ先ツ實質ノ厚キモノヲ採リ其表皮ヲ形成スヘキ層ノ堅實ナル部分ヲ充分削去シ外皮ト比較シ内部ノ稍粗鬆ニシテ且多穴質ナル部分ヲ使用スルヲ佳トス又貝卸ノ表面ニ花形其他ノ美觀的形刻ヲ施シ其多穴質ナル内層ヲ巧ニ露出セシムルニ努ムレハ染料ノ染着ヲ佳良ナラシムルト同時ニ趣味アル貝卸ヲ製造シ得ヘシ

流行色色染法

貝卸色染ニ使用シ得ヘキ染料ハくりすたろいどヲ第一トスヘキ性質ノ染料ニシテ染着力强ク且色彩堅牢ナル染料ヲ使用シ得ヘキモノトス

以上ノ試驗成績ニ徴シ貝卸色染ニ於ケル注意スヘキ點左記數項ヲ擧グルコトヲ得ヘシ

一、色染スヘキ貝卸ノ素地ハ其形製法ニ多大ノ注意ヲ拂ハサルヘカラス

一、流行色ニ染ムル場合ニ於テハ人造染料中堅牢性染料ノ數種ヲ使用シ得ヘシ

一、黑色色染ノ場合ニ於テハ硝酸銀或ハろくらっとふるすト鐵塩トヲ使用スルヘシまてん鐵はーきヲ應用シ得ヘシ

一、鉄レノ場合ニ於テモ硝酸銀ニテ處理スルトキハ色相暗色トナルヘキモ其堅牢度ヲ增進シ得ヘシ

一、鉄レノ場合ニ於テモ水溶液ヨリ色染スルヨリモあるこーる溶液ヨリ色染スル方其操作容易ナリ

一、絶出工程ハ一箇所ヲ可トス

右ノ染法ニテ染法シタル貝卸ニ於テ使用シタル染料ハ其原料貝數組織ノ層ト平行ノ方向ヨリ二乃至三瓩許深ク内部ニ浸入シアルコトヲ認ムルモノ之レ直角ノ方向ヨリハ一〇分ノ一乃至二瓩以上ハ浸入セサルモノヽ如シ由來貝數ノ組織ハ甚多ノ透明ナル薄層重疊シテ成立スルモノナルヲ以テ其各層ノ表面狀態厚サ及層ト層トノ互ニ接合スル關係如何ニヨリ之ヲ照スに光線ニ對シ全反射或ハ干渉色ヲ呈セシメ造化ノ妙作用アルはいちんげる輪環現象又ハにちとん環現象ト同一原理ニ據ル所謂其珠光澤ナルモノヲ現出セシムル此其珠光澤ノ特殊名狀スヘカラサル情趣ヲ生スル特ニ干渉色ノ激シキ鮑貝數ニ於テ然リトスハ貝卸層ノ厚サ及其組織ノ如何ニ關シ其色彩ハ大ニ相違ス

ハ貝卸層ノ厚サ

氣体あり液体あり固体あり其含有量の少き物をも數ふれば數十に達す就中最も精練に害を及ぼすものは石灰質（カルシウム）マグネシウム鉄鹽等なり之れ等の機物質を含有せる水を硬水と稱す而して其石灰質と稱する物も化學上炭酸石灰及び硫酸石灰の二つに區別す

之れ等の物を機械的に或は藥品を以て化學的に除去したる水を軟水と稱す雨水の如きは軟水なり但し屋根を傳へる物は然らず

硬水中炭酸石灰を含むものを煮沸せば一種の沈澱を生ず之れを一時硬水と稱す硫酸石灰は煮沸するも沈澱せずして液体中の溶解物が不溶解となる狀態を言ふ臺所に用ふる茶釜又は鐵鍋の口内部等に偖に湯の花或は湯垢と稱する灰白色物質の殘留せるは即ち炭酸石灰にして斯る物を多量に生ずる井水は硬度大なるものなり斯く煮沸して軟水と爲し得るものを一時硬水と言ひ煮沸に依り軟水となし得ざるを永久硬水と稱す但し此名稱は不完全にして化學的正鵠を得ず實際天然の硬水は常に此二種の硬水を併有するものと知る可し

水の硬度

硬水の抱合力の大小即ち强さを表はすに硬度なる語を用ふ硬度一度とは炭酸石灰十萬分の一を含有せる水を言ひ十度とは同じく十萬分の十を含有せるを言ふ稀に硬度百度を越ゆるものすらありて之れら硬度の大なるは飲料にも適せず

一時永久兩硬度を併有せる水を全硬度の水と稱す京都市及び附近の水は全硬度二乃至五度强とす即ち一度の水は其十石中に四匁八分の炭酸石灰を含み之れが七十匁の石鹸と化合して其洗濯或は精練力を無効とならしむる物なり

假りに京都市内の井水を三度とすれば其水十石は二百七十匁の石鹸を無益に消費せしむる理となる之れ會に石鹸の損失のみに非ずして其液滓が生地に附着して光澤を失ひ又は前蹤の惡結果を來すなり斯く石鹸を無益に消費せしむる事と石鹸被膜又は偖に殺すと稱す

一時硬水を煮沸すれば硬度は何程

ふるは一應不可無きが如きも此沈澱は多量の水に於ては容易に沈まず且つ之れが沈み了る頃には其用水の溫度も非常に下降して再び精練の麁熱せざるべからず斯くては石鹸の損失よりも莫大なる燃料の損失を招き且つ永久硬度に何等の變化をも與へざれば此方法は工場に於ては用ふるを得ず解かも塲合は次の方法を用ふ可し

一時硬度を直すには十石の水一度毎に苛性曹達三匁九分を溶し十分攪拌して約一夜間放置し翌日に到りて其上澄を用ふ可し永久硬度なる時は十石の水一度毎に結晶炭酸曹達十三匁八分を加へ攪拌した後之れ亦一夜間放置して其上澄を用ふ可し此放置時間短き時は化學的變化十分行はれず且つ沈澱物が浮遊せる爲め折角の精製も無意味に歸すマグネシユームの如きも以上の曹達にて同時に除去し得

次に鐵はカルシウム、マグネシウムに比し其含有量短るく少なれども害は比較的大なる物なり之れは膠性曹達を加ふる時其に沈澱し來るなり鐵の存在は漂白に最も害を及ぼすものにして成品に黄褐色を現出する事あり

斯くアルカリ性物質にて水を精製するはアルカリ液を不適當とせる工業には不完全なれども精練の如くアルカリ液を用ふる物には可なり實際に應用して過不足無き樣曹達を加ふるは無理にして少からざれば即ち多量となり水はアルカリ性を呈し來る今水道の水と井水とを比較するに勿論前者は土塲より來れる物質皆無にして井水の比に非ずと事は何人も疑はざる所なれども水道のパイプに凝滯し居る水は著しき銀分を有する事は各人の知悉する所なれば宜しく凝滯せざる水を用ふるを要す

斯く論じ來れば硬水は甚だ工業上有害なる物の如くなれども或特種の染色假令ば媒染々料に對する媒染物の水洗或は染色物の水洗の塲合は特に硬度大なる水を要求する事あるをも忘る可からず

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店及ビ荒物店ニアリモシ無之節ハ製造塲（郵注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造塲ハ　三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
京都市釜座竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

京都染物同業組合月報

公示

公示第廿七號

左記ノモノ連名者ノ事記セリ此旨公示ス

大正三年九月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

記事

形彫部員水谷久兵衛徒弟　新井宇一郎
同　人　徒弟　人見勝太郎
同　人　徒弟　横谷藤次郎

公示第廿八號

左記ノモノ組合員ニ於テ除使ヘルコトヲ停止ス

大正三年九月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

記事

浸落部員北村竹次郎徒弟　吉田亀次郎
糸絡色染部員竹屋三郎徒弟　阿部吉藏

報

●糊糟練同業組合員ハ組合員ノ使用スル漂白劑トシテ尤モ必要ナル原料過酸化曹達ノ暴騰ヨリ從前工賃ノミニテハ到底收支ノ償ハ見込みなきを得ず先づ賃上直ちに工賃の改正を行ひ種々苦心研究の結果ノ事なるも八月に至り增々原料の騰貴を來たし遂に格の三倍に及ぶも之れとて品調淫ノ如キ商人は賣惜ひ形勢を窺ノメカ居るを以て當業者の苦痛其況しかりしを以て已むなく總會を開き八月十五日より直上げをなすことの協議をなしたる結果原料は三倍に騰貴せりとて直ちに三倍の直上げをなすは實行上困難を來す恐れあるべく先づ最初は利益を度外に置き只此際は得意先に不便を感せしめず各自も亦原料代價に損失を來たさゞる程度に於て直上げをなすの方針に基き百匁に就き拾錢上げを標準として發表せり然るに商人側に於ては工業者が斯くまで辭酌を加へ居るに拘はらず且又原料騰貴の事實を知り乍ら此の決議を無効に終らしめんと極力方策を廻らし同業者の相出入者を離間せしめ或は丹後地方の糊業者を利用して京地の糊注文は一切之れに委囑する抔どあらもる惡道を加へたるを以て微力なる工業者は之に對して如何ともすべからず顧る其進退に苦しみ中には今後の取引中止の浮目を見る事もあらんかとの恐れを抱き得意先の意に應せんとするものあるに至りたり於是注文主たる商人側は此形勢を見て取り一方丹後地方の糊業者に通知し當地糊業者の直上げ決議は目下龍頭蛇尾に終り再び從前の工賃を以て注文に應ずるのみならず中には更らに步引をなすべく申込むものありて一層の競爭をなせり依て其地方も之に靡みる所なくば注文杜絶の不幸を見るならんと內報せしものあるを見て同地方の糊業者吉本庄七吉田專助栗倉鐘吉三氏を總代として上京せしめ其事實を調査せしめたる結果何れも商人側の好策に係りたる事實を發見せられたるに說き此際京丹兩地方の同業者は即時結束して之に當るの必要を感じたる趣きにて即合會組織の申込をなせり依て當地同業者中より京都製糊會社杉本德次郎安達初治の三氏代表者として打合會を開き踏襲の打合せをなし更らに廿三日總會を開き即合會規則を制定し今後京丹地方相一致の步調を取り商人側の好策に乘ぜられざる樣約し終りて解散の枝應に於て懇親會を開き散會せり

●工賃不拂者處分申請　組合員半襟染部高木喜三郎より室町野村商店に對し染工賃七拾五圓及形代壹圓五拾錢を請求するも全部の仕拂をなさゞるの理由○友仙染部員芝田米吉より新町中安米吉に對し染工賃三百七十二圓四十七錢の內三回に二百五十圓四十錢を受取り殘金に對しては無法なる言ひ懸りをなし仕拂をなさずと云ふにあり○組合員小紋染大西榮吉より四條室町北村彌兵衛に對し百四十餘圓の染工賃の內八十圓の內渡をなしたる外理由なく步引難引を强要して仕拂に應せざると云ふにありて各其處分の申請をなしたるものなり依て組合は之を受理し目下其事實を調査中なれば其判明を待ちて處分をなす筈なり然れども組合の處分なるものは如何なるものなるかを參考のために記載する事とす則ち組合員は斯の種のものに對して組合は本人に代はり工賃取立ての衝に當るものと誤解し居らるゝ向きもあるべけれども組合は左樣の手數をなすものにあらず要は組合定款の左の各項を實行するものに過ぎざる事を承知し置かれたきもの

第九條第八款　一項組合員ハ注文主ニシテ染代金ヲ仕拂ハス又支拂ヲ延滯シ又ハ不當ノ直引ヲナシタルトキハ組長ハ處分ノ申請ヲナスコトヲ得

組長ハ事實ヲ調査シ其申請ヲ正當ナリト認ムルトキハ往文主ヘ日限ヲ定ノ支拂ヲ勸告スヘシ

二組長ハ注文主ニ於テ正當ノ理由ナク支拂ノ勸告ニ應セサルトキハ評議員會ノ評決ヲ經テ其種類ニ關係アル部ニ限リ取引ヲ停止シ組合員ニ公示スヘシ

三組合員ハ何等ノ理由アルモ取引停止ノ公示ヲ受クタル注文主ヨリ同種類ノ新ナル注文ヲ受クルヲ得ス之ニ違背シタルモノハ二十圓以上二百圓以內ノ過怠金ヲ科ス

以上の如く組合は組合員の正當なる請求と歸む時は注文主即ち其部員の得意先へ日限を定め仕拂ふべき事を勸告し若し應せざる時は組合員との取引を停止する迄にして金錢の收授には少しも關係するものにあらざるなり

●共友會總會　當組合に屬する友仙更紗小倉染其他式を專業とする同志者の綜合せる團體にて現在八十餘名の會員を有せるが其目的とする處は斯業の改良發達を期し共同其利益の保護にありて從來取引せる小墨皆屋の不拂者或は粗製濫造を强請する不正營業者のある時は直に會員間へ通知し以後の取引を拒絶し正當なる業者の技術を紹介し墨皆屋の手を經ず直接當用者との取引をなすにありと去る日新町四條東入喜月に於て總會を開催し之れが決議を爲し其時行を誓約し尙ほ原料の騰貴に從ひ十月一日より染工賃二割上げの決議をなせり尙ほ役員の撰擧をなしたるに會長に毛利源次郎幹事に西田晉松大江寅造の三氏當選し他に規約實行に關する委員七名を選定せり等なり

●糊染同業者會　近來染糊の流行と共に本業に轉ずるもの續々ありて現在四十餘名に達したり然れども之を統一する機關の備はらざるを以て種々の弊害を生じ遂に上田糧少なからざりしが今回染料の騰貴より一層營業狀態に惡影響を及ぼしたるを以て之と防禦する方法を講ずるも何分各部に分屬する部員なるも營業狀態を異にするを以て部規約を應用し難く去りとて今直ちに一部を制定するも事實出來待べき事にもあらざれば差當り一時の彌縫策として會名を以て其結合を圖り漸次其目的を貫徹せしむる方針を以て去日組合事務所へ召集し之を諮り滿場一致を以て之を可決し數十條より成る會則を設け尙ほ最低工賃標準を設ち之を實行することゝせり而して其最低工賃標準は從前の取引直段より約二割上げのものなりと尙ほ役員撰擧の結果幹事に伊藤石松副幹事に松森松之助委員に田中庄吉土屋源次郎坂野岩松小田原角次郎吉田宗七の諸氏當選せり

●西陣織物同業組合照會　左の書面を受理せり其況しき厲辱にして記載するに忍びざるも參考のため掲ゲるものとす

拜啓時下愈御淸適奉賀候扨今回國ちす前貴組合員淺野虎吉が數年來染色依託の生絹糸を盜取致居候事件愚輩致當組合員中被害者被害數共過分多數に上り居候然るに從來染色業者は在て斯かる惡風あるを聞かず極めて正實なるものと確信罷在候處今回意外にも前記の事

實屋富救只々驚愕の外無之候如斯は損益上は勿論商業道徳上よりも決して看過すべからざる惡弊害毒と存候に無理の至りに不堪候間は前記の事實のみならず其他にも幾分か同種の秘密事有之候に付同致居候間貴組合に於ても精々警戒可致心組に候へ共此際貴組合員諸氏に於ても一層深厚なる注意を拂はるゝ樣十分御配慮相煩度此段以書面特に得貴意候

大正三年九月二十六日　組長　藤田有藏

當組合は既に去る十二日附を以て糸絽色染師員全体へ左の注意書を發し置けるも之れすら同部員のために擬りたる不面目を思ひ骨髄するに躊躇せる所なりしに今所る公文を以て申込みを受く組合員たるもの心せよ往年裏地染師に於て定只の端を切り取り注文主に返戻せざるの故を以て一時物議を生ぜし一問題を惹成せんとせし事あり而して同業者の恥辱と堪りたる多大なりしに今亦此事實ありしは遺憾の至りなり

●注意書

既に御承知ノ通リ貴部員浅野寅吉對西陣御召業者間ニ係ル刑事問題ハ不幸ニシテ社會ニ發表セラレ其犯罪モ略ボ確定事實ト相成申候ハ實ニ遺憾千萬ニシテ之レガ爲メ吾ガ同業者ニ及ボセル影響ハ頗ル大ナルベシト信シ申候加之今後織物業者ガ當組合員ニ對スル信念ハ玉石混淆視シ常ニ疑惑ノ或ヲ以テ迎ヘラルヽハ推察スルニ難カラシテ亦已ムヲ得ザル次第ニ御座候乍去今直ニ一般組合員ガ被リタル不面目ヲ恢復スル迄當ノ良法ナキニ苦ムト共ニ已ムナク暫ク其罪辜ヲ甘受セザルベカラザルハ當組合及組合員ノ痛切ニ感スル一大恨事ニ御座候希クハ自除ノ中所カル非義非道ノ行爲ヲ敢テスルモノ萬々之レナキ心信シテ疑ハザル所ナリトイヘトモ猶報ナル營業ニ秘事セラル、組合員中亦千重ノ一失ナキヲ保証スル能ハザル所ナレハ示今以後知ル知ラザル同ハズ組合員タルモノハ常ニ相戒偽シ不測ノ災厄ヲ招クナカランコトヲ熱望ヲ以テ御注意申上候

大正三年九月二十二日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

●下書彩色部徒弟競技會　當組合下書彩色部は去ル十五日午前十時組合事務所に於て第九回徒弟競技會褒賞授與式を挙ゲ當日の來賓は本府商工課長赤井一氏、三田村顧問、京都府染織試験所長

ベンアーバーブリン4B（機版印）	七月末	八月末
同　4Bエキストラ	三、二〇〇	三、二〇〇
ヂンベーロブラックV	七、〇〇〇	七、〇〇〇
シカゴブルー4B	八、〇〇〇	八、〇〇〇
同　6B	二、〇〇〇	二、〇〇〇
カンソロンJ	一、五〇〇	一、五〇〇
ノアールイシンエキ	一、三〇〇	一、三〇〇
レオスンブルー1A	二、六〇〇	二、六〇〇
ローダミン6G	四、〇〇〇	四、〇〇〇
マラカイトグリン青4	一、三〇〇	一、三〇〇
メチルバイオレットB	一、三〇〇	一、三〇〇
ビスマークブラウンB	〇、六〇〇	〇、六〇〇
オーラミンエクストラ	一、三〇〇	一、三〇〇
ロヤナスグレイブルーIR	二、四〇〇	二、四〇〇
ロヤナスブルーR	二、三〇〇	二、三〇〇
ロヤナスブラックR	二、五〇〇	二、五〇〇
クリスタルバイオレット	一、八〇〇	一、八〇〇
オーラミンII	八〇〇	八〇〇
インドインブルーBB	一、一〇〇	一、一〇〇
クロシンスカーレット2	一、〇〇〇	一、〇〇〇
パラチンブラック4B	三、〇〇〇	三、〇〇〇
ウールブラック4B	三、〇〇〇	三、〇〇〇
キノリンエローA	〇、六〇〇	〇、六〇〇
同　エキストラ	二、八〇〇	二、八〇〇
アシッドバイオレット6B	一、八〇〇	二、〇〇〇
ブルーシャドE	一、三〇〇	一、三〇〇
ブルーインディゴ	一、三〇〇	一、三〇〇
ブラックエキストラコンクAB	共、〇〇〇	共、〇〇〇
サルファーイエローERG	五、〇〇〇	五、〇〇〇
カチゲンコールブラックKコンク	五、〇〇〇	五、〇〇〇
ブルーピクルコンクYB	三、〇〇〇	三、〇〇〇
ピロゾンブラック42B	二、五〇〇	二、五〇〇
ピロゾンイエローG	二、〇〇〇	二、〇〇〇
アコリンスピロス	五、〇〇〇	五、〇〇〇
ログウードエキス	五、〇〇〇	五、〇〇〇
インヂゴーピュアー	一、六〇〇	一、六〇〇
ベンジバイレットブラックE	〇、五〇〇	〇、五〇〇
ベンジアブリンBX	〇、五〇〇	〇、五〇〇
ベンジアブリンエクストラ	〇、五〇〇	〇、五〇〇
ベンジアブリンシアニンB	〇、五〇〇	〇、五〇〇
ベンジアバイオレットB	〇、五〇〇	〇、五〇〇
レバインヂマー	一、五〇〇	一、五〇〇
ベンアダークグリン	〇、八〇〇	一、〇〇〇
カチゲンコールブラックFB	〇、三〇〇	〇、三〇〇
カチゲンレッドアリュー3R	〇、八〇〇	〇、八〇〇
カチゲングリン	〇、八〇〇	一、一〇〇
カチゲンインヂゴーCLG	〇、六〇〇	一、一〇〇
ビスマークブラウン	〇、五〇〇	一、〇〇〇
ローダミンB	〇、五〇〇	〇、五〇〇
アシッドグリン	一、〇〇〇	一、〇〇〇
アルカリブルー	一、〇〇〇	一、〇〇〇

以上は其一瓶を掲げたるものなり

●染料屋の商略　と題して鈴鹿生なる人染料販賣上に關する内幕を抒かれあるを見或程と首肯せらるゝ事實ありと思ふから轉載せり

大の欧洲大戦亂の我國商工業に及ぼしたる影響は至大のものであらう、就中染料及化學藥品の如きものは其大部分は獨逸より購入を仰がねばならぬ狀態で有つたのであるから、戦爭が長引いたならば、夫に關係せる商工業者は隨分困難なる位置に立たねばなるまい、

現に戦爭開始後間もなく染料輸入の杜絶の名の元に染料は五割、藥品に於ては數倍も値上げしたものがあるが、其波紋は染色業者に及ぼして染質を二割或は三割引上げた始末、今後如何なる程度迄値上げするやら計り知ることが出來ぬのである、こうなると需用者の方でも考へるから歸するところ染織業は止むを得ず沈衰せねばならぬ運命となるのである。

化學工業の發達せぬ我國に於ては勢其原料を外國より輸入せねばならぬ結果、夫に從事せる商賈人の中には一般に化學思想の普及せねに乘じて、惜む可き不正手段を行ふて、利を貪らうとするものは少くないのであるから注意しなければならぬ。

特に入染染料の如きものは毎年殆ど二千萬圓も輸入せらるゝので、我國にては今の狀態にては到底製造することは出來ぬのであるから、染織業者も其点に注意して可成純良の染料を用ゐて堅實なる製品を造る樣努力しなければならぬのであるけれども悲しい哉來だ舊式の頭を有する人々の個人的經營によるもの多く、夫も新智識を受けたる技師によりて支配さるゝ工場ならば兎も角、先染織業者の大半は化學上の思想なき經營者が直に機工を使役する有機なれば隨着的商略によりて賈込まれたる不良染料を知らずに使用すること多く、從て製品に影響を及ぼすこと

悲酷と見るもの又少なからざる有機なり併かし染料の價格の變動せし七八箇月の比較を示せば左の如し

ベンアダークグリン	一、八〇〇	一、〇〇〇
カチゲンコールブラックFB	〇、三〇〇	〇、三〇〇
カチゲンレッドアリュー3R	〇、八〇〇	〇、八〇〇
カチゲングリン	〇、八〇〇	一、一〇〇
カチゲンインヂゴーCLG	〇、六〇〇	一、一〇〇
ビスマークブラウン	〇、五〇〇	一、〇〇〇
ローダミンB	〇、五〇〇	〇、五〇〇
アシッドグリン	一、〇〇〇	一、〇〇〇
アルカリブルー	一、〇〇〇	一、〇〇〇

と大なる損害を與たるのである。

これより余は染料屋の憚むべき實染方法をは如何なるものなるや、直輸入商館の内幕は如何、知れる范けど詳しく記述して、染織業者の注意を喚起するのも無駄ではあるまい。

染料の大部分は獨逸より輸入せられ、其他英國佛國、瑞西よりも輸入せらるゝけれども獨逸に比較すれば僅なのである、直輸入商は、英國染料會社の三井物產、佛國染料會社の稻畑商店瑞西染料會社の長瀬商會を除いては、獨逸製の染料は皆外國商館が直輸入していると云ふてもよいのである。

外國商館は染料の外に種々の商品を取扱ふて居るから、染料は其一部分であるけれども　大抵染料のみで、年五六十萬圓の賣り上げ高を占めて居るから、大したものである、夫に附屬する試染所は必ず官際上の主任は日本人で其下に十五六人或は夫以上の所謂技師と稱するものを有し各地に出張せしめて各自染料の賣込策に腐心しているのである、試染所は即ち參謀本部にして、自分の會社の染料と他の會社の染料との對照比較試驗を常務として、他會社の染料の優劣に應じて、自分の所の染料の價格を上下せしめつゝ、各地駐在の技師を指揮命令しているのであるが、此染料の價格の上下に就いては、そこに云ふに云はれぬ歴引があるらしく。ある土地によりては其地方に浸入せる、他會社の染料を撃退せしむる爲とか、他の染料の浸入豫防策として、元々損と知りつゝ其價格を無茶苦茶に引下げて、對抗運動を行ふことが有るから、同一の染料でも賣込む土地によりて價格を異にすると云ふ奇なる事實を見るのであるから、實際の染料の價格は技師すら知ることを得ず、彼等は只試染所の命に之れ從ふて、土地と時による不定の價格に左右されているのである。

然らば商館は損のみをしている樣に見ゆるが決して然らず、或る場合には倉庫に積まれたる賣れ殘りの染料が、技師の巧妙なる試染及染料屋番頭の口車によりて高價に賣り込まるゝこともあるから、其邊の策略は千變萬化であると云ふのみに止めて置こう、兎に角莫大の運動費其他に、比較的多くの俸給を技師に與へ、貨且番頭の懐の膨れて行く處を見ると實際に染料は儲かるものに異いない。

儲けられると云ふことは、一面我國化學工業の發達せぬより、染料總しを外國より仰がねばならぬ境遇にある必然の結果であると稱してもよいが、從來隨分毛唐人の虫の爲に正直なる染色業者は馬鹿けられて居るのであるから余は一歩進めて、彼等の奸惡なる手段を發いて需用者の注意を喚起しやうと思ふのである。

先づ如何なる徑路を經て染織業者の手に染料が賣り込まるゝかと云ふに、直輸入商館の外に該商館の染料を專賣する大染料店が大阪とか京都とかに幾軒か在る其店の中には一染料會社の染料を專門に取扱ふものもあれども多くは二三の商館の染料を販賣して居るのである。各地へ染料を賣り込ひのは皆此等染料屋の手に依りてなさるゝので、商館が直接に各地に染料を持つて行て賣り込むことはないのである、であるから商館から見れば此店が得意であるから、其機會を取ることは非常なものである。染料屋でも、大きな店になると、技師も居り申し譯けの試驗室も設置して有ると、普通の店でも機業地へ賣り込む樣な店になると番頭から早變りした樣な所謂技師樣が御出でになつて手前勝手の染色法を振り廻して自分處の染料の賣り込み策に奔走して居るから、危險至上も無い。

時とすると、聞き慣れぬ名の染料がよく有るものであるが、これは皆染料店が勝手に各種の染料を配合して、種々の名稱を附したのであつて、需用者の要求及臨機の商略によりて、新染料の製造なぞは御茶の子さい〳〵である。商館にしても染料さへ賣れゝばよいのであるから、染料商店が勝手に新染料を配合して、何會社の製品で御座いと云ふて販賣した處で、知らぬ顔として居るのが普通である、否其染料の賣れ行きがよいと見れば、どんな手段を與てしても其賣り込み方に盡力するのであるから商館と染料店とが腹を合せてどんなことをして居るかは實際に其道に入つたものでなくつては明らぬのである。今は商館が自分處の染料を賣り込むとして、機業地に出張する時には商館の技師が染料店の番頭を伴つて行くのが普通である、所で染料を使つて貰うには、自分の染料が他の會社の染料に優劣せることを、試染を以て證明せね

© Kyozomekai

に寄尾青記、染織學校長金子鶴壽氏各新聞記者組合役員等にして石田會長同會の幹を逃べ金子會長の審査報告市長代理の授賞會四の賞金授與あり次て知事、市長、副會頭の告辭期讃部長及受賞者總代の答辭あり午前十一時式を了し當日午後より翌十六日午後五時迄陳列出品の縦覧と許し當業者の熱觀者多數にして盛會なりし

審査長審査報告

下書彩色部第九回徒弟競技會を開催するに出品總數三百五十点なり寡して進歩の成績あり之も優秀のもの鮮少にして尚ほ無勉の餘地あるを認む而して慣習審査を除け優良のものを撰擇し賞賜するもの左の如し

壹等賞　三人
二等賞　九人
三等賞　十三人
褒状　廿二人

右授賞あらんことを請ふ

大正三年九月十五日

審査長　従六位　金子鶴壽

知事告辭

京都染物同業組合ハ本日チトレ下書彩色部第九回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ゲ本部ハ風ニ青年徒弟ノ技術ノ改善ニ力メ每歳競技會ヲ開設シ所業ニ貢献スル所殆ナカラス圖シラ本會ノ成績ハ每回進歩ノ形跡ヲ示シ其効果ノ認ムヘキモノアルハ最モ欣フヘシ望ムラクハ諸子一層奮勉努力シテ以テ時勢ノ進運ニ後レサランコトヲ期スベシ式ニ臨ミ一言之ヲ告ク

大正三年九月十五日

京都府知事正三位勲一等大森鍾一

市長告辭

我ニ京都染物同業組合下書彩色部第九回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル、ニ方リ一言諸子ノ爲メニ祝シ且ヲ望ム所ヲ告ク

抑モ染業ハ本市主要ノ產業ニシテ其盛衰ハ直ニ市ノ經濟界ニ影響スルコト極メテ大ナリ今ヤ本市ノ染業ハ學理ノ應用ト技術ノ所産ニ依リ精巧神ヲ驚シ鮮麗目ヲ奪ハントスルノ慨アリ而シテ本會ノ出品ヲ觀ルニ諸子努力ノ蹟歴々歎フベク頗ル人意ヲ强フスルモノアルハ洵ニ歓喜ニ堪ヘザル所ナリ

顧フニ下書彩色ハ所業ノ精華ニシテ之レカ優劣ハ實ニ其作品價値ノ消長ニ關スル甚タ大ナリ

●染料の現況　一時染料商が輸入社絶と口實として入貨的相場の上昇に示し當業者として非常に恐慌を起さしめ其在庫品硫化染料直接染料酸性染料酸性染料等は約半ヶ年間と支持し得るも其他は豫想し難き不首ひ振らし日に日に價格の上昇に力めたりしが實際其筋の調査に依れば決して染料商の謂ふ如きものにあらで目下の所少しも杞憂すべきものなる實況なりと去る年ら藥品に於ては或種類のものに於ては實際品不足のものありて之れらの昇騰は已むを得ざるものなるもそれすら一時三倍の高値を唱へ居りしものも今日に至りて二倍位迄低落せり其原因として見るべきは時況不振のため需用高至つて少なく僅かに其必要に應ずる程度より買入るゝものの

© Kyozomekai